



ニシンの群来

るしんレポート 2022

ディスクロージャー誌

令和3年4月1日 ▶ 令和4年3月31日



おかげさまで90年 地域と共に100年へ



留萌信用金庫

「るしんレポート」はホームページでもご覧になれます。
<https://www.shinkin.co.jp/rumoi>



ごあいさつ



盛夏の候、皆様には益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

平素は、留萌信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も当金庫に対するご理解を一層深めていただくことを願い、経営内容や業績、地域貢献活動等についてとりまとめたディスクロージャー誌「るしんレポート2022」を作成いたしました。

わが国の経済は、家電品製造や通信・IT関連など一部に好調な業種はあるものの、コロナ感染が継続する中で全体としては厳しい状況が続いております。

このような環境下、当金庫は事業者の持続的発展のため「資金繰り支援」「本業支援・経営改善支援」など積極的に取り組んでまいりました。

また、専門企業との連携によりビジネスマッチングや補助金・助成金の申請など、お客様が抱える課題解決のサポートに努めてまいりました。

令和3年度の業績につきましては、預金残高2,379億円(前期比+82億円)、貸出金残高は1,155億円(前期比+29億円)と預貸金ともに順調に推移いたしました。

収益面におきましては、本業業務での収益力を示す業務純益は8億24百万円、当期純利益は6億55百万円と共に前期を上回りました。

さて、当金庫は本年12月に創立90周年という大きな節目を迎えます。

100年に向けてしっかりと歩みを進めるため、地域金融機関としてこれからも顧客サービスの向上、金融円滑化に向け、全役職員一丸となって取り組む所存でございます。

一日も早くコロナ禍が収束し、平穏な日々と笑顔が溢れる日常が戻ってくることを切に願うとともに、今後とも変わらぬご支援と一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶いたします。

令和4年7月

理事長 宮井 清隆



基本方針

地域文化の向上と豊かな住民生活の実現
地域産業経済の健全な発展
金庫の発展と職員福祉の増進

経営方針

1. 明るく活力あふれる地域社会の発展に貢献します。
2. ガバナンスを強化し健全経営に徹します。
3. 金融機能を強化し金融商品・サービスの提供に努めます。
4. お客様の満足度重視と保護ルールを徹底します。
5. 役職員の高い倫理観を醸成しお客様の信頼に応えます。

経営理念

「地域 No.1 のサービスとベストコミュニティバンク」
お客様一人ひとりの信頼をなによりも大切にし、
最良のパートナーとして真に利用者のため、
良質の商品サービスを提供し、
地域社会とともに成長するコミュニティバンクを目指します。

contents

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1 基本方針・経営方針・経営理念 | 14 リスク管理の体制 |
| 2 地域貢献ディスクロージャー | 15 コンプライアンス（法令等遵守）の体制 |
| 4 社会的責任と貢献活動・2021 年度トピックス | 16 業務のご案内・金庫の主要な事業の内容 |
| 5 「地域密着型金融推進計画」の取組みについて | 17 るしんのあゆみ |
| 6 中小企業者等の金融円滑化に向けた取組み | 18 るしんの商品ラインナップ |
| 7 概要・役員・組織 | 21 各種手数料一覧表 |
| 8 第 90 期事業の概況 | 22 信用金庫と信金中央金庫について |
| 10 総代会 | 23 資料編・開示項目一覧 |
| 12 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー） | 38 自己資本比率規制 |
| 13 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について | 46 店舗・ATMのご案内 |

るしんシンボルマーク



- 留萌信用金庫のシンボルマークは「新しい日本海時代に向かって成長する企業」「地域に密着し共に発展する企業」などのイメージを、人の和・地域との調和を表わす円を基調に、日本海の波と留萌の「ル」によってシンボライズしたものです。
- 紺碧の空に舞上がる波しぶき、飛躍し発展のため地域と共にチャレンジしていく留萌信用金庫の姿勢をダイナミックに表現しています。

地域貢献ディスクロージャー

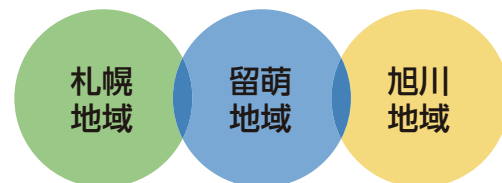
—地域社会への貢献を目指して—

当金庫は、留萌地域を中心に旭川地域、札幌地域を主な事業地域として、地域の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地域のお客様からお預かりした大切な預金は、地域で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育等といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

留萌信用金庫と地域社会



当金庫は留萌地域を中心に旭川市、札幌市等を主な事業地域としています

預金

お客様の預金について

お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、目的や期間に応じて各種預金を取り揃えております。

また、年金契約にも力を入れており、ご契約者にはご契約プレゼント、ひまわり旅行会などを開催し大変喜ばれております。

預金積金残高 **2,379億37百万円** 前期比 **82億円増加**

詳細は25、32頁をご覧ください。

融資以外の運用について

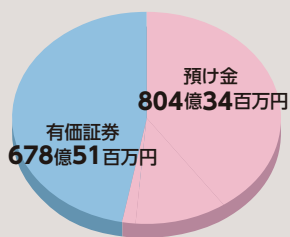
当金庫はお客様の預金を、融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。なお、有価証券の運用は安全性を第一に心がけており国債、地方債、政府保証債、金融債等で678億51百万円運用しております。

余資運用残高 **1,482億86百万円**

預証率 **28.51%**

余資とは預け金、有価証券などをいいます。

■余資運用残高



詳細は34、35頁をご覧ください。

今期の決算について

本業での利益を示す業務純益は、資金運用利回りの低下による業務収益の減少はあったものの、その他業務費用の大幅減少により前期比53百万円の増益となりました。

経常利益は、臨時収益の減少に加え、個別貸倒引当金等の臨時費用が増加したことにより、前年比1億29百万円の減益となりました。

その結果、当期純利益は、前期比2億01百万円の増益となりました。

自己資本額は147億27百万円。自己資本比率14.57%と引き続き高い健全性を確保しております。

業務純益 **8億24百万円**

経常利益 **8億29百万円**

当期純利益 **6億55百万円**

自己資本比率 **14.57%**

詳細は27、39頁をご覧ください。



預金

お客様
会員の方々

出資金

留萌信
常勤役員数
166名

会員数 **12,939人**
出資金残高 **5億68百万円**



※計数は令和4年3月31日現在です。

貸出金

地域のお客様への融資について

当金庫は、お客様からお預入れいただいた預金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するため、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しております。

お客様からお預かりした預金2,379億37百万円のうち、個人や事業者等への貸出金は1,155億16百万円です。そのうち、事業者への融資の占める割合は74%を超えております。

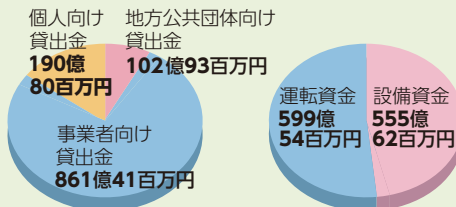
また、令和3年度に新たに融資した件数は2,910件、金額は300億35百万円の実績となっております。(既存貸出金の再融資も含みます。)

一方、住宅金融支援機構等の代理業務貸付は11億12百万円あり、当金庫の貸出金1,155億16百万円と合算すると1,166億28百万円が皆様への貸出金として環流されており、地域の発展に役立っております。

貸出金残高 1,155億16百万円 前期比 29億06百万円増加

預金積金残高に占める貸出金残高の割合(預貸率) **48.54%**

■貸出金残高の区分



■事業者のお客様

新規創業の申し込みには積極的に応じているほか、企業活性化のため、企業と共に経営改善計画等を策定し財務改善のための支援を行っております。また、数の子加工資金など地場産業の発展のため積極的に融資を行っております。

■個人のお客様

住宅ローン・消費者ローンなど取引に応じて金利優遇等を行い、積極的にライフプランの応援をしており大変好評をいただいております。

■地方公共団体

指定金融機関となっている留萌市病院事業会計、小平町、苫前町、初山別村との取引のほか北海道や札幌市、旭川市、留萌市などの自治体にも利用いただいております。

《主な取組み実績》

お取引先のライフステージに応じた安定的な資金提供を積極的に行い、地域金融の円滑化と地域経済の活性化に寄与いたしました。

主に創業・新事業への新規融資や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者へ制度融資を主体に資金繰り支援を行いました。

①創業・新事業への新規融資

7先 金額 41百万円 (主な業種内訳〜福祉、不動産業ほか)

②新型コロナウイルス関連融資への取組み実績

178件 金額 2,551百万円

詳細は32、33頁をご覧ください。

文化的・社会的貢献に関する主な事項

当金庫の基本方針に「地域文化の向上と豊かな住民生活の実現」があります。この理念は設立時から変わらず、現在も積極的に各種地域貢献を行っております。

- 文化活動
- 地域振興への貢献活動
- 地域行事活動
- スポーツ振興への支援
- ボランティア活動の実施
- 信用金庫の日「愛の献金運動」
- ふれあい活動 等

詳細は次頁をご覧ください。

用金庫
店舗数
18店舗

貸出金

支援サービス

お客様
会員の方々

金融業務を通じた
「経済的貢献」

文化的・社会的貢献

るしんは、お取引先への支援等に積極的に取組みます(地域との繋がり)

～まちづくり支援の取組み～

相談業務

当金庫では、地域のため様々な相談業務を行っております。当金庫の中小企業診断士による「経営相談」や専門の先生(弁護士、中小企業診断士)による「法律相談」等を実施しております。

地域振興資金の助成

当金庫では、地域の発展に資するため経済・文化・教育等の各分野において資金面の協力を行っております。

地方公共団体・商工会議所等との連携強化

地域の経済発展・活性化のため留萌振興局や留萌市と包括連携協定を締結しているほか、札幌医科大学、留萌商工会議所、民間金融機関等と各種連携協定を締結するなど「産・官・民」との連携を強化し、地域金融の強化・発展に努めております。

～顧客ネットワーク化の取組み～

異業種交流会

親睦と情報交換を目的に各支店毎に経営者との親睦会があり、年数回開催し交流を深めています。昭和40年9月本店営業部(現在の中央支店)に初めて「信和会」が設立されました。

ひまわり会(年金友の会)

年金契約者の親睦を目的に各支店毎にあり、旅行会やパークゴルフ大会などを開催しております。

支援
サービス

詳細は次頁をご覧ください。

社会的責任と貢献活動

さまざまな活動を通じて地域の文化や経済の発展に貢献してまいります。

★ 2021年度トピックス

令和3年 4月19日 ★ 3金庫合同制作地域情報紙
「きたる新聞(春夏号)」発刊
※当金庫、北門信用金庫、北空知信用金庫

6月15日 ★ 「信用金庫の日」愛の献血運動
採血来場者46名(採血実施者38名)

7月 9日 ★ 留萌ゴールデンビーチ清掃活動
市内役職員49名参加

8月7日・8日 ★ 第20回留萌信用金庫杯留萌地方中学校秋季
野球大会開催
参加5チーム(於 留萌市営見晴球場)

9月14日 ★ 3金庫合同制作地域情報紙
「きたる新聞(秋冬号)」発刊
※当金庫、北門信用金庫、北空知信用金庫

11月 1日 ★ 「地域応援定期預金」発売

令和 4年 1月13日 ★ 「SCBふるさと応援団」にかかる寄附金贈呈
(留萌市)

2月 1日 ★ 退職者向け金利上乘せ定期預金
「はっぴーらいふ」発売

2月21日 ★ 札幌地区第5号店舗「札幌中央支店」オープン



札幌中央支店 店内風景



ボランティア活動(清掃活動)



第20回留萌信用金庫杯 留萌地方中学校秋季野球大会



令和4年 春の叙勲 伝達式

★ 留萌振興局との包括連携協定事業

留萌振興局との地域活性化に関する包括連携協定事業

平成21年1月に、北海道内の金融機関としては初めて留萌振興局と包括連携協定を締結。女性の起業促進、新分野への起業・進出の支援を始め、留萌の豊かな食のPR・地場産品の販路拡大、魅力ある観光の振興を図るなど、留萌地域の活性化に向け留萌振興局と連携して幅広く取り組んでおります。

★ 継続事業

地域振興助成金

助成先数 1 先100 万円

令和4年 1月14日 留萌高等学校PTA及び留萌高等学校野球部保護者後援会 様
冬季野球練習場としての耐雪用ビニールハウス作成及び設置資金の一部として助成

★ 札幌医科大学との包括連携協定事業

令和3年12月 9日 第7回メディカル・カフェ@留萌
「今から始める『高血圧予防』」開催
講師 札幌医科大学 看護学科教授 齋藤 重幸 氏
参加者20名

★ ビジネスマッチング業務提携締結

令和3年 9月10日 (株)ネクステップ 様 業務提携契約締結
不動産売買の仲介、遺品整理、廃業支援等幅広い分野で取引先を支援

令和3年11月15日 0円都市開発合同会社 様 業務提携契約締結
空き家等の処分を検討している取引先を紹介

★ 春の叙勲 伝達式

当金庫、塚本壽三郎相談役(元会長)が令和4年春の叙勲「旭日双光章」を受章され、伝達式が行われました。(令和4年5月11日)

上記の他、全店において多数の地域貢献活動を行っております。

「地域密着型金融推進計画」の取組みについて

令和3年度においても「地域密着型金融推進計画」を策定し、積極的に推進してまいりました。
主要項目の取組み結果につきましては、以下の通りでございます。

令和3年度の取組み状況

(1) ライフステージ等に応じた取引先企業の支援

地域金融機関としての特性を活かして、取引先中小企業の創業から成長段階に応じたきめ細かい支援を行うことで、地域の金融円滑化の役割を担っています。

① 創業・新事業への取組み

- 令和3年度の創業・新事業等に係わる金融支援は、7先、41百万円を実行いたしました。
- 業種別では、福祉、不動産業など多岐にわたっており、地域経済の活性化に資するものと考えております。

② 事業性評価に基づく融資への取組み

- 日本政策金融公庫や北海道信用保証協会、信金中央金庫等との連携強化による金融支援を積極的に行いました。

③ 金融円滑化への取組み

- 新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者等の資金繰りの安定を図るために制度融資を主体に金融支援を行いました。
- 「地域金融円滑化のための基本方針」に基づき、資金供給や貸付条件の変更等の申込みに対し適切な支援に取組みました。
- 庫内研修の実施により、従事する職員のスキルアップを図る

とともに、説明態勢等の重要性を周知しております。

④ 経営改善・事業再生支援への取組み

- 認定経営革新等支援機関として、中小企業支援ネットワーク等を通じて情報交換を行い、連携の強化を図りました。
- 事業再生支援先として経営健全化重点取組先6先を選定し、経営改善計画の進捗状況等のモニタリング及び継続的な経営指導を実施し経営改善支援に取組みました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業再生支援先に対し実質無利息の制度融資による資金繰り支援を行いました。

(2) 地域の面的再生への積極的な参画

- 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施しておりました経営塾やセミナー等を中止しております。

(3) 地域や利用者に対する積極的な情報発信

- 当金庫の経営状況、地域密着型金融推進計画の推進項目や取組結果をホームページ及びディスクロージャー誌に掲載し公表しました。
- 地域活性化につながる多様なサービスの一環として、「るもいしんきん景況レポート」により経営情報の提供を行いました。(四半期毎 年4回実施)

地域中小企業へのご支援について

■ 経営改善支援への取組み

当金庫は、お取引先に対する経営改善支援機能を強化するため、審査部内に経営支援課を設置しております。

経営支援課は、お取引先の企業経営に関わる課題・問題点を共に考え、課題等の解決のお手伝いを通して、地域の皆様や企業のお役に立つ事を目的として活動しております。

■ 経営改善支援の取組み実績

[単位:先数]

	期初 債務者数	うち経営 改善支援 取組先	うち期末に 債務者区分が ランクアップ した先	うち期末に 債務者区分 が変化しな かった先
正 常 先	5,350	0		0
要 注 意 先				
うちその他要注意先	819	4	0	3
うち要管理先	3	0	0	0
破 綻 懸 念 先	87	2	0	2
実 質 破 綻 先	16	0	0	0
破 綻 先	5	0	0	0
合 計	6,280	6	0	5

■ 経営改善支援の具体的な取組み事例

お取引先企業への経営改善計画の策定支援や経営改善項目の進捗状況等について管理・助言を行い経営改善支援に取組みました。

主な支援内容

- 継続的な取組みとして北海道信用保証協会及び北海道中小企業再生支援協議会との連携による経営改善支援を行いました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経営改善支援先に対し制度融資による資金繰り支援を行いました。
- お取引先の経営実態等を踏まえて、新規融資や条件変更等の適切な金融円滑化による支援に取組みました。



その他取組み項目につきましては、当金庫ホームページの「『地域密着型金融推進計画』の取組み状況について」をご覧ください。

中小企業者等の金融円滑化に向けた取組み

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・金融円滑化措置の態勢整備を図るため、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規程」を策定し、「金融円滑化管理責任者」を選任しております。
- ・金融円滑化措置の円滑な実施に向け、各営業店に相談窓口を設置しております。
- ・お客様の利便向上のため、本部に苦情相談窓口を設置しております。
- ・お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

として本部に経営支援課を設置しております。

・お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるために本部において、融資の現場の職員に対し、研修を実施しております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4. 経営者保証に関するガイドラインについて

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債権者)の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

当金庫は、同ガイドラインに基づく対応を適切に実施してまいります。

金融円滑化取組み実績について

【債権者が中小企業である場合】 【債権者が住宅資金借入社である場合】

単位:件、百万円		単位:件、百万円	
令和4年3月		令和4年3月	
件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	650 10,509	貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	4 42
うち、実行に係る貸付債権	645 10,431	うち、実行に係る貸付債権	4 42
うち、謝絶に係る貸付債権	0 0	うち、謝絶に係る貸付債権	0 0
うち、審査中に係る貸付債権	5 77	うち、審査中に係る貸付債権	0 0
うち、取下げに係る貸付債権	0 0	うち、取下げに係る貸付債権	0 0

「謝絶」とは、申込みを受けて審査の結果「実行」に至らなかった貸付債権
「取下げ」とは、お客様の意思で申込みを取りやめた貸付債権
※令和2年3月10日から期末までの累計件数、金額を表示しております。

	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	192件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	8.92%
保証契約を解除した件数	25件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

苦情相談を適切に行うための体制について

1. 本部の体制

お客様からの貸付条件変更等に関する苦情相談窓口について本部において専用直通電話を設置致しました。

留萌信用金庫 苦情相談窓口

0120-191142(フリーダイヤル) 受付時間/9:00~17:00(平日)

2. 営業店の体制

要望・苦情等については既存の「顧客サポート等管理規程」に基づき適切に対応いたします。

お客様の事業の改善または再生のための支援を適切に行うための体制について

1. 経営指導、経営改善支援の取組み

中小企業のお客様には継続的な企業訪問等を通して、企業の技術力、販売力といった定性的な情報も踏まえて経営実態の把握に努め、事業のライフサイクルに応じたきめ細やかな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通してコンサルティング機能を発揮し積極的に事業改善、事業再生に取組みます。

2. 当金庫支援体制

当金庫は経営指導、経営改善支援、再生支援を行うための部署を審査部経営支援課として平成15年9月より企業支援に注力しており、より一層取組みの強化を図ってまいります。

3. 外部機関との連携

中小企業再生支援協議会、他の金融機関、信用保証協会等外部機関との連携を深め様々な改善、再生手法の中から最適な手法を活用し中小企業のお客様の再生に取組みます。

4. 経営改善支援・事業再生支援の職員の能力向上に対する取組み

経営相談、経営指導、再生支援の能力向上のため、審査部は人事部門の総務部と連携し、金融円滑化担当者を対象に教育研修を行い、又、臨店指導等を通して職員のコンサルティング能力の向上に努めます。

概要・役員・組織

留萌信用金庫の概要

令和4年3月31日現在

創 立	昭和7年12月23日
本 店	留萌市花園町2丁目1番8号
出 資 金	5億68百万円
会 員 数	12,939人
預 金	2,379億円
貸 出 金	1,155億円
店 舗 数	18店舗
常勤役員数	166人

役 員

令和4年6月15日現在

理 事 長 (代表理事)	宮 井 清 隆	理 事	山 崎 與 吉	※1
専務理事 (代表理事)	中 村 康 存	理 事	加 藤 泰 敬	※1
常勤理事	小 原 隆	常勤監事	草 柳 克 重	
常勤理事	山 内 和 則	監 事	井 上 貞 幸	
常勤理事	伊 藤 伸 一	監 事	中 林 直 彦	※2

※1 理事 山崎與吉、加藤泰敬は、職員外理事です。

※2 監事 中林直彦は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

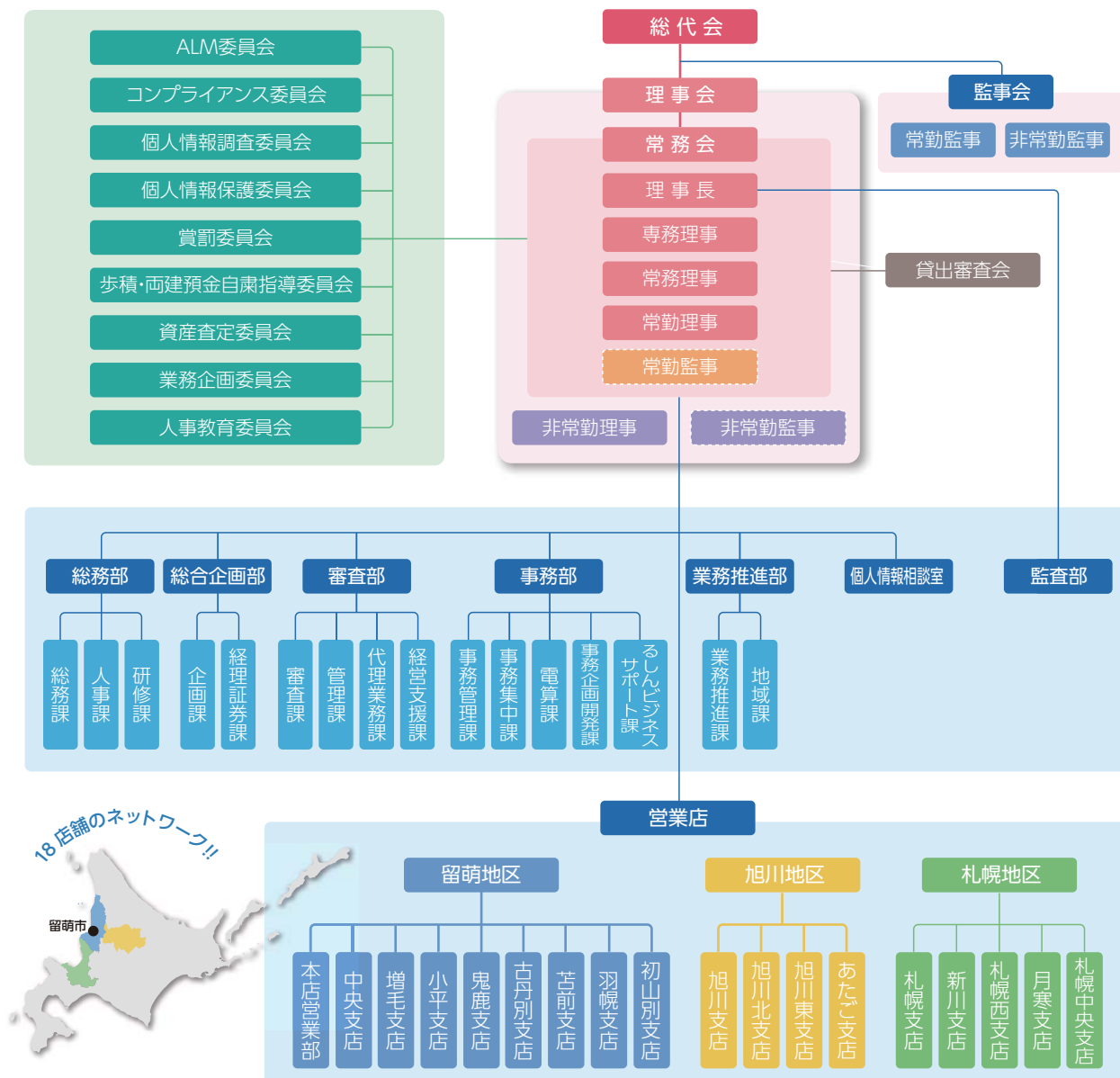
会計監査人

令和4年6月末現在

監査法人 夏目事務所

組織図

令和4年7月1日現在



第90期(令和3年度)事業の概況

事業方針

わが国の経済は、家電品製造や通信・IT関連など一部に好調な業種はあるものの、コロナ感染が継続する中で全体としては停滞しており、厳しい状況が続いております。

このような環境下、当金庫は事業者の持続的発展のため「資金繰り支援」「本業支援・経営改善支援」などお客様に寄り添い、ご融資を通じたご支援を積極的におこなってまいりました。

また、お取引先企業のビジネスマッチングや中小零細企業への補助金・助成金制度の申請サポートなど、専門企業との業務提携により取り組んでまいりました。

地方創生への取り組みでは、地元高校生の教育文化向上のために活動をされている団体に対し、地域振興助成金制度に基づき活動費用の一部を助成いたしました。

令和4年は、当金庫は創立90年という節目の年であります。

100年に向けてしっかりと踏み出すため、地域金融機関としてこれからも顧客サービスの向上、地域経済の活性化、中小零細企業金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

金融経済環境（留萌営業管内）

当管内の経済状況は、建設業は防災対応を目的とした道路や治水工事を主体に公共工事受注量は前年並みで推移しました。

水産加工業は、主力商品の「数の子」について、コロナ禍の影響を受け輸入量は減少し減産となったものの、販売単価の上昇により売上・利益とも横這いで推移しました。

農業は、主力の水稻の作柄が作況指数108と前年から2ポイント上昇したものの、価格の低下により販売高は減少しました。

漁業は漁獲数量で前期比10%減少したものの、全魚種で単価が上昇したため、漁獲金額は8%増加しました。

管内では、地域の豊かな自然を活かした観光振興のほか、なまこやほたて等の育てる漁業への取り組みが進められており、地域の活性化が期待されています。

なお、留萌管内における当庫取引先の企業倒産は過去2年間ありませんでした。今年度は1件、負債総額56百万円となりました。原因は売上減少などによる業績不振によるものです。

事業の展望及び対処すべき課題

令和4年度(2022年度)は、新3カ年計画『しんきん「支援力の強化と変革への挑戦」3カ年計画～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～』の2年目であります。

地域を取り巻く環境は、人口減少や高齢化、経営者の後継者不足を課題として、また、金庫を取り巻く環境は、超低金利政策による資金運用環境の悪化や、本業による収益力低下など課題は山積しております。更には新型コロナウイルス感染症は徐々に収束の兆しが見えてきたものの、緊迫した国際情勢や原材料価格高騰等により、依然として地域経済に甚大な影響を及ぼしている状況にあります。

当金庫は、これらの課題解決に向け、「資金繰り支援」「本業支援・経営改善支援」「事業承継・再生支援」「お客様や地域社会の課題解決支援」等を重点課題として取り組んでまいります。

- 1. 資金繰り支援
- 2. 本業支援・経営改善支援
- 3. 事業承継・再生支援・廃業支援
- 4. 個人と地域社会の課題解決支援
- 5. SDGsの視点を踏まえた取り組み



■主要な経営指標の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益(千円)	2,879,084	2,884,455	2,912,658	3,161,391	3,031,644
経常利益(千円)	782,214	603,778	488,449	959,067	829,753
当期純利益(千円)	386,473	424,384	336,491	453,883	655,776
出資総額(千円)	586,073	586,331	586,813	580,728	568,869
出資総口数(千口)	11,721	11,726	11,736	11,614	11,377
純資産額(百万円)	14,489	14,963	14,747	15,412	15,469
総資産額(百万円)	219,690	224,827	226,039	262,546	270,195
預金積金残高(百万円)	203,593	207,696	209,438	229,637	237,937
貸出金残高(百万円)	94,783	98,397	100,538	112,609	115,516
有価証券残高(百万円)	73,284	71,995	71,326	71,080	67,851
単体自己資本比率(%)	14.95	14.17	13.68	14.14	14.57
出資に対する配当金 (出資1口当たり)(円)	2	2	2	2	2
役員数(人)	11	10	11	10	10
うち常勤役員数(人)	6	6	7	6	6
職員数(人)	156	148	155	154	160
会員数(人)	13,861	13,893	13,926	13,543	12,939

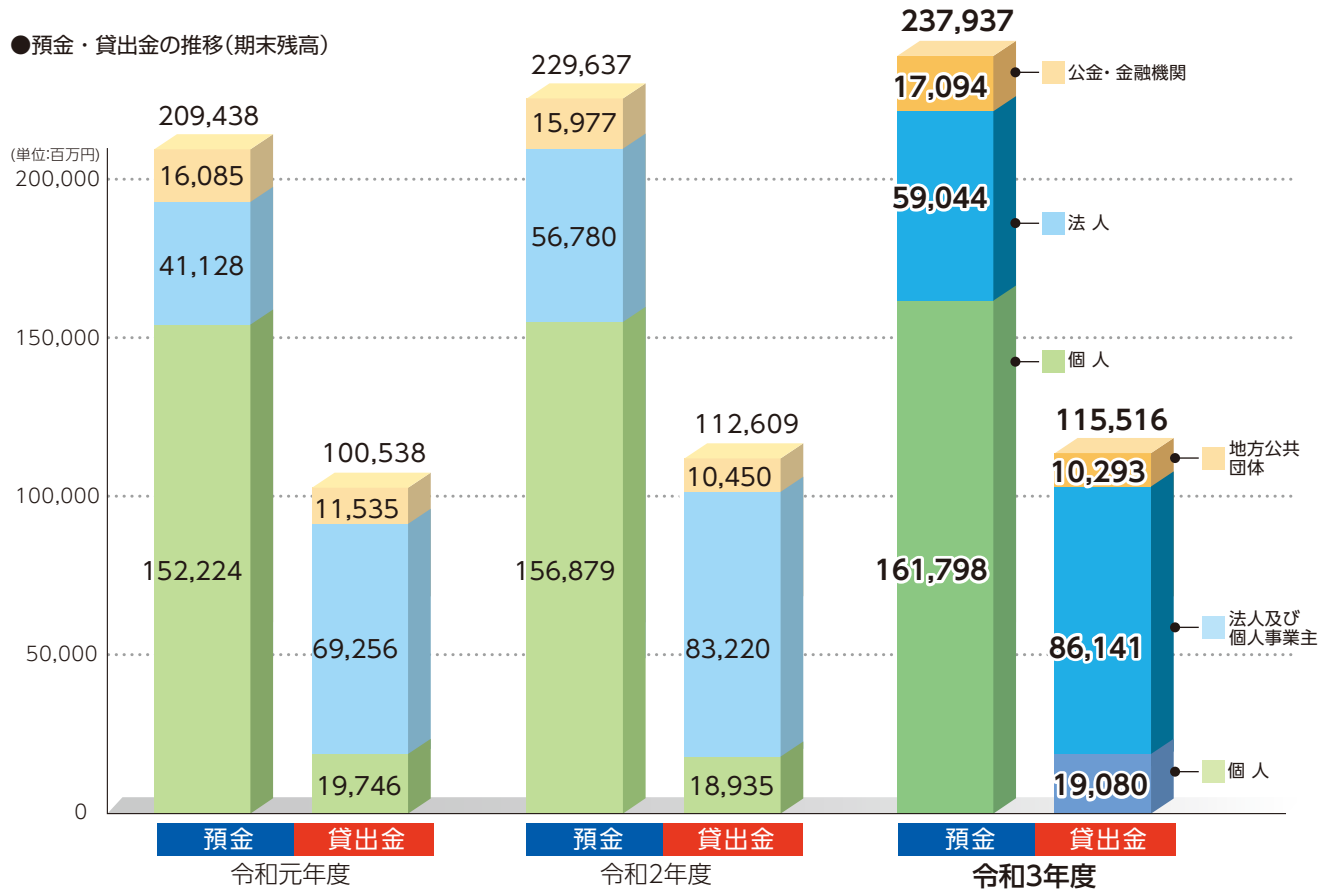
業績

■預金・貸出金の状況

預金は、法人及び個人預金が増加したことから、期末残高は2,379億37百万円、前期比82億99百万円、3.61%増加いたしました。

貸出金は、設備資金の需要増加により、期末残高は1,155億16百万円、前期比29億6百万円、2.58%増加いたしました。

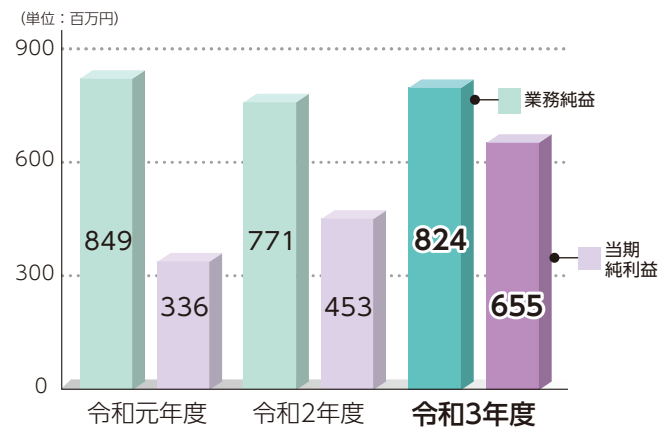
●預金・貸出金の推移(期末残高)



■業務純益・当期純利益

本業での収益を示す業務純益は、業務収益の減少に対して、業務費用の減少が上回ったことから8億24百万円、前期比53百万円の増益となりました。

当期純利益は、6億55百万円、前期比2億1百万円の増益となりました。

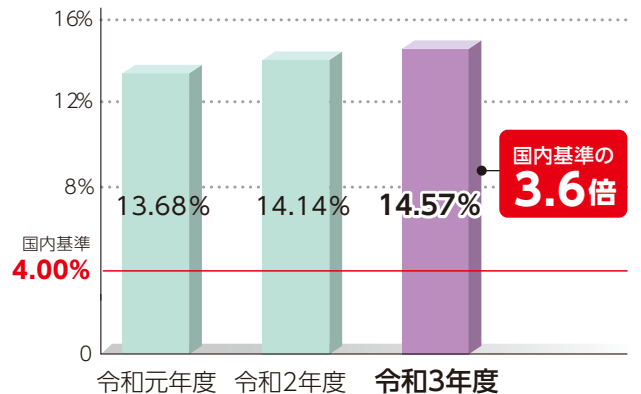


■地区占有率 [留萌地区シェア(当金庫、2銀行、1労金)]

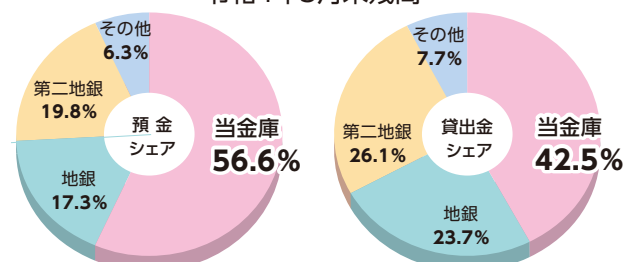
留萌地区(初山別村以南、1市4町1村)において、預金56.6%、貸出金42.5%のシェアを有しており、さらに金融サービスの強化に努め皆様の期待に応えてまいります。

■自己資本比率

自己資本比率は、14.57%と前期比0.43ポイント上昇しており、国内基準の3.6倍もの高い健全性を確保しております。



令和4年3月末残高



総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会のしくみ

総代会とは、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に考慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに当金庫では、総代会に限定することなく、地区別総代研究会の開催や、会員からのご意見聴取の手段として、各店窓口にご意見箱を設置しているほか、「お客さまの声ハガキ」や「ダイヤルご意見番（フリーダイヤル）」など、ご相談・苦情・要望のお問い合わせ窓口をご用意しております。

日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店または本誌裏面のお問い合わせ窓口までお寄せ下さい。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は2年です。
- ・総代の定数は70名以上80名以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、令和4年3月31日現在の総代数は70名で、会員数は、12,939名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

(注) 総代候補者選考基準

① 資格要件

- ・当金庫の会員であること
- ・就任時点で75歳未満の方

② 適格要件

良識を持って正しい判断ができ、金庫の理念・使命を十分理解し、総代として適格と認められる方

総代会の決議事項等

第91期(令和4年度)通常総代会議題等

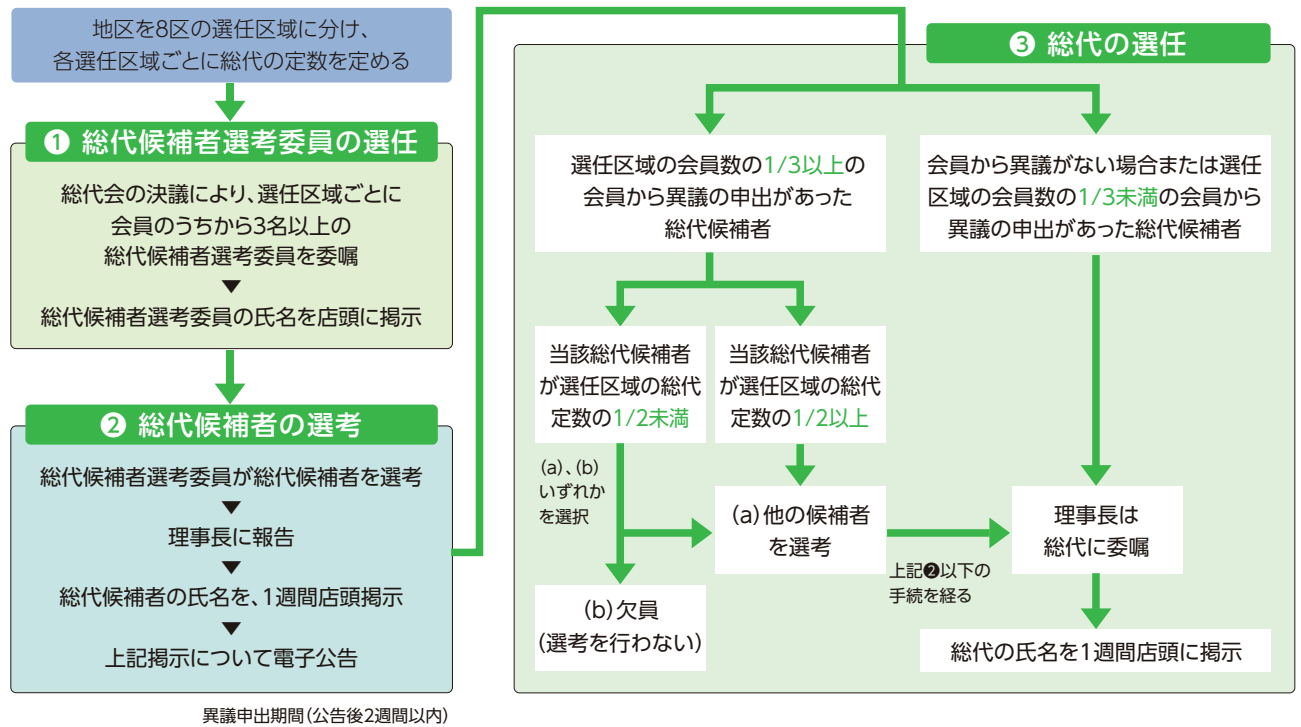
開催日 令和4年6月15日

報告事項 1. 第90期業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項	第1号 議案	剰余金処分案承認の件
	第2号 議案	定款変更の件
	第3号 議案	総代候補者選考委員26名選任の件
	第4号 議案	所在不明会員の除名に関する件
	第5号 議案	理事選任の件
	第6号 議案	退任理事に対する退任慰労金贈呈の件



総代が選任されるまでの手続き



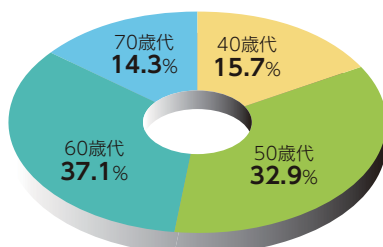
総代の氏名等・総代の属性別構成比

令和4年3月31日現在

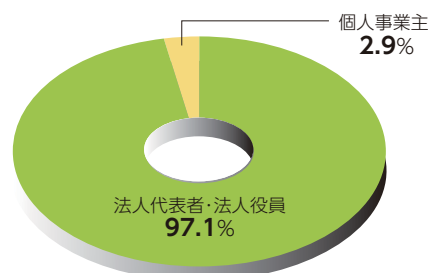
総代の氏名等(順不同敬称省略) **8分区計70名(欠員1名)**

区 分	定数	氏 名							
留萌分区	26名	佐藤 太紀(8期)	小杉 由明(4期)	堀口 哲志(3期)	浜本 浩一(11期)	対馬 健一(10期)	堀松 一郎(8期)		
		鈴木 博英(6期)	井原 慶児(12期)	升谷 孝行(12期)	高橋 龍也(7期)	松本 建治(8期)	石塚 辰介(3期)		
		畑中 修平(4期)	畠山 博(8期)	堀松 秀樹(7期)	藤野 徹弥(4期)	笠井 裕司(7期)	三ツ井雄司(8期)		
		鉢呂 良一(4期)	出澤 太幹(6期)	田下 啓一(9期)	伊藤 芳樹(9期)	仲田 隆彦(8期)	原田 欣典(7期)		
		大沼 大(2期)							
増毛分区	4名	田谷 克頼(3期)	甲谷 映二(6期)	林 眞二(10期)	棚橋 秀彦(2期)				
小平分区	3名	山本 博行(8期)	大滝 英治(6期)	山内 裕(9期)					
苫前分区	4名	山本 道浩(4期)	渡部 和人(4期)	岡田 裕幹(8期)	千葉 國雄(9期)				
羽幌分区	6名	森本 勝己(3期)	重原 伸昭(8期)	忠津 章(14期)	水上 博(8期)	廣瀬 史昌(4期)	江野 英嗣(11期)		
初山別分区	2名	武田 弘樹(5期)	麻里 隆三(11期)						
旭川分区	15名	加藤 卓(8期)	井内 正樹(7期)	佐々木通彦(8期)	植西 清(3期)	米嶋 均(7期)	坂下 勝博(3期)		
		本田 道明(6期)	高橋 博文(2期)	大竹 良一(4期)	本田 和行(2期)	佐々木雄二郎(5期)	山本 啓司(4期)		
		田中 博(9期)	大林 吉信(3期)	小川 諭一(5期)					
札幌分区	11名	本間 隆(3期)	藤井 公人(5期)	赤平 貢(4期)	藤本 明(6期)	菅野 修司(4期)	志田 宗夫(10期)		
		富井 誠(9期)	北川 聡(2期)	渡邊 清一(4期)	竹内 哲也(3期)	高野信太郎(2期)			

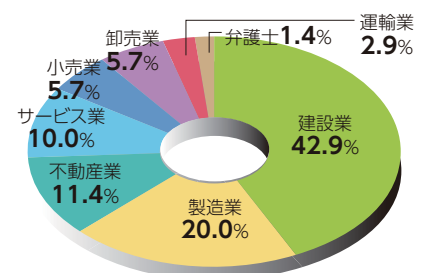
総代の年齢別構成



総代の職業別構成比



総代の業種別構成比



個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1.個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1)身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるような変換したデータ
〈例〉顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2)地方公共団体等により利用者に割り振られる公的な番号
〈例〉運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2.個人情報等の取得・利用について

(1)個人情報等の取得

・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は、

- ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
- ④各地有形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報等の利用目的

・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A.個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

(業務内容)

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)
- (利用目的)
- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B.個人番号の利用目的

- ①出資配当金お支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個

人情報等を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3.個人情報等の正確性の確保

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4.個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。))があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5.個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定められていますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライ等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2)取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6)アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6.委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7.個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報一等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください(ただし、当金庫の業務の適正な実施に害しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます)。

8.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡下さい。

個人情報に関する
相談窓口

留萌信用金庫 個人情報相談室 住所:〒077-8686 留萌市花園町2丁目1番8号
電話番号:フリーダイヤル0120-191142 FAX:0164-43-4046 Eメール:info@rumoi.shinkin.jp

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または業務推進部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って、事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

○苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出下さい。

留明信用金庫 業務推進部	住 所:〒077-8686 留萌市花園町2丁目1番8号
	電話番号:090120-191142(ダイヤルご意見番)
	F A X:0164-43-4046
	E-メール:info@rumoi.shinkin.jp
	受付時間:9:00～17:00(信用金庫営業日) 受付媒体:電話、FAX、Eメール、手紙、面談等

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用します。

4. 当金庫のほか、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに(一社)北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記業務推進部にご相談下さい。

	全国しんきん相談所 [(一社)全国信用金庫協会]	北海道地区しんきん相談所 [(一社)北海道信用金庫協会]
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号	03-3517-5825	011-221-3273
受付日時	信用金庫営業日/9:00～17:00	信用金庫営業日/9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等並びに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、業務推進部または上記しんきん相談所へお申し出下さい。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	住 所	電話番号	受付日・時間
東京三弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00
			月～金 (祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00
			月～金 (祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00
札幌弁護士会 紛争解決センター	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内	011-251-7730	月～金 (祝日、年末年始除く) 9:00～12:00、 13:00～16:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

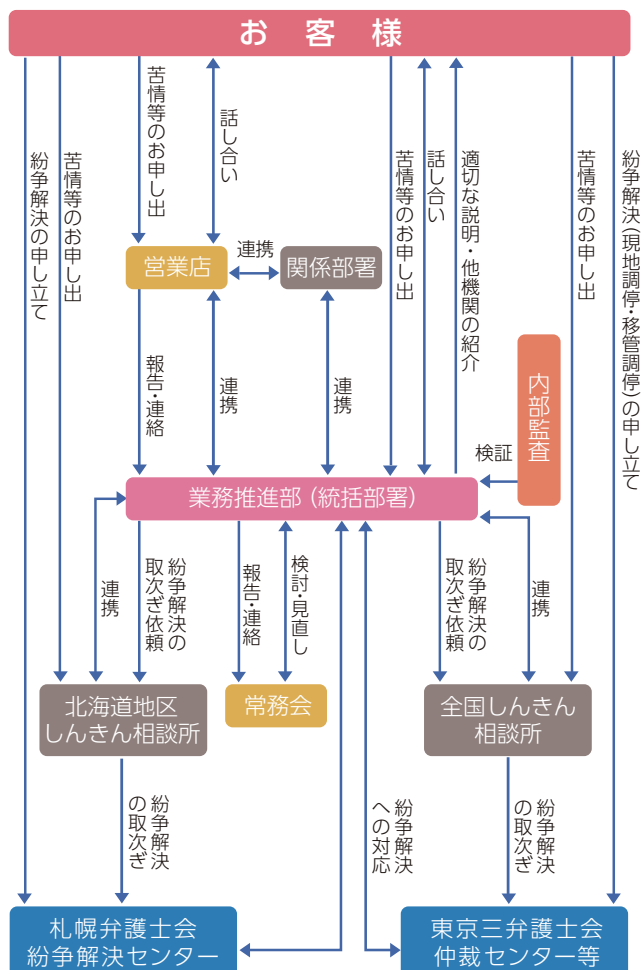
なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、上記しんきん相談所または当金庫業務推進部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

- (1) 現地調停～東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- (2) 移管調停～当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下の通り金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、業務推進部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署、および業務推進部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を業務推進部から行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



リスク管理の体制

当金庫では、リスク管理態勢の強化を最重要課題の一つとして位置付け、その適正化に向けて各リスク管理方針及び管理規程を策定し、リスクを統合的に管理しております。

自らが、さらされているリスクの種類や量及び特性を適切に計測・評価し、許容力に応じたリスクテイクを行うとともに、適切な収益を確保するため、リスク管理の高度化と管理態勢の充実に努めております。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、当金庫の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごと(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、当金庫の経営体力(自己資本)と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことです。

信用リスク管理

信用リスクとは、企業や個人への貸出が回収不能または利息の継続的な支払いが不能になり、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、貸出審査会・本部審査部門・営業店審査部門が、適切な審査を行い健全な貸出資産の積み上げに努めているほか、経営支援課により取引先の財務状況改善のためのサポートを実施しております。

また、リスク管理として、内部格付制度の活用や信用リスク量・不良債権比率・大口与信比率・特定業種への集中度・大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額等を、定期的に計測・評価してALM(資産負債総合管理)委員会に報告するなど、適切なリスク管理を行っております。

一方、審査能力を高めるため、内部研修・外部研修を実施して職員のスキルアップに努めております。

市場リスク管理

資産(貸出金、有価証券など)・負債(預金など)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスクに対応するため、当金庫ではALM委員会において、経済や市場金利の動向を勘案しつつ、運用や調達の方針を策定しております。

また、定期的にALMシステム等により金利リスク量の計測や収益シミュレーション管理などを適切に行っております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金が固定化したり、資金の調達が困難になったりして資金が不足し、店頭での支払いや決済資金に支障をきたすリスクのことです。

当金庫では、運用と調達のバランスに最善の注意を払い、常に余裕を持った資金管理を行っており、十分な支払い資金を保有しております。

また、信金中央金庫と連携して流動性への対応を図っておりバックアップ体制も充実しております。

内部監査

当金庫では、監査部が監査計画に基づき、本部各部署、各営業店に対して監査を実施するとともに、その結果を経営陣に報告を行っております。

また、常勤監事による監査と併せ監査機能の強化を図っております。

外部監査

当金庫では、監査法人夏目事務所を外部監査法人として選任し、監査体制を強化しております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスクなどが含まれます。

当金庫は、事務リスクやシステム・リスク等に対する管理態勢を強化して、適切にリスク管理を行っております。

●事務リスク管理

当金庫では、本部事務指導部門の定期的な臨店指導と監査部門の臨店監査などにより事務リスクの管理を徹底しております。

また、営業店及び各部門に対しては、事務ミスの報告や定期的な店内検査の実施と報告を義務づけております。

一方、事務ミスを極小化するため、研修等により事務レベルの向上を図るとともに、各種管理規程やマニュアルを整備して、ミスの未然防止のための万全の態勢を整えております。

●システム・リスク管理

当金庫では、(一社)しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターは、バックアップ体制など万全のシステム体制を講じております。また、コンピューターによる不正・事故防止等にも細心の注意を払っております。

また、当金庫のパソコンネットワークについては、「ファイルセキュリティシステム」により暗号化が施されており、パソコン内の情報は厳格に保護されております。

●法務リスク管理

当金庫では、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンスの実施状況を協議するなど管理態勢の充実に努めております。

また、各契約書や規程等の制定などにあたり、顧問弁護士による確認の徹底など法令上の管理態勢の強化に努めております。

●風評リスク管理

風評リスクとは、マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から当金庫に対する顧客等の評判が悪化し、当金庫の経営上重大な有形無形の損失が発生するリスクのことです。

当金庫では、風評リスク管理規程を策定し、営業店と本部の連絡を密にしているほか、お客様よりの苦情に対する管理態勢やインターネット上の情報管理の徹底など十分な管理態勢を確保しております。

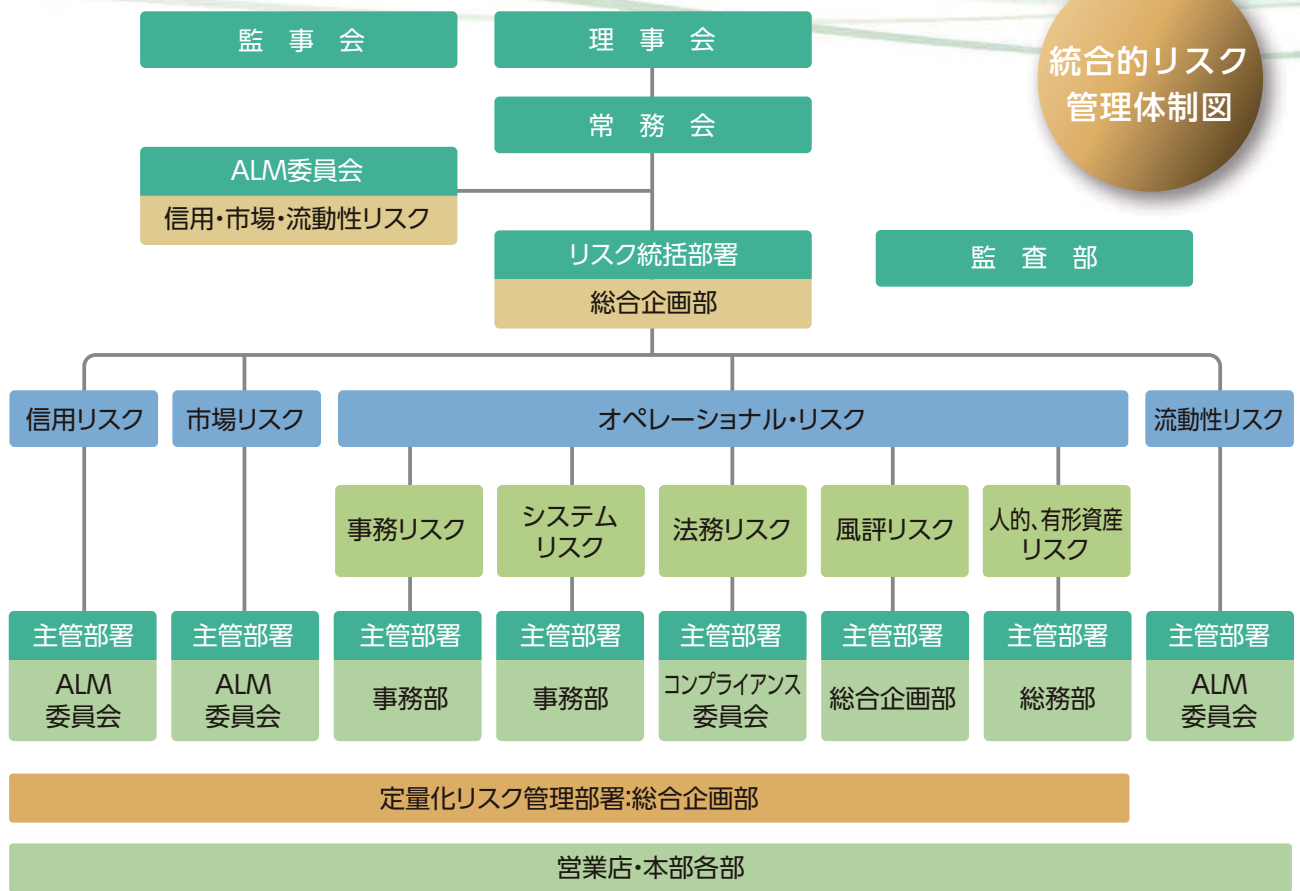
●人的リスク管理

当金庫では、職員一人ひとりが、能力の向上や意欲を持って仕事に取組める職場環境を整備すると共に、人事運営上の不公平や差別的行為が発生しないよう管理態勢の強化に努めております。

●有形資産リスク管理

当金庫では有形資産の機能を最大限に発揮するため、職員一人ひとりが普段から金庫の有形資産の維持・保守に取組み、また災害時等の対応策を講じることでリスクの極小化に努めております。

統合的リスク管理体制図



コンプライアンス（法令等遵守）の体制

コンプライアンス（法令等遵守）は金庫の重要方針であります。

- コンプライアンスとは、「あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な企業活動を遂行する」ことをいいます。
留萌信用金庫がその社会的使命を果たし、会員や利用者の皆様の多様なニーズに応え、きめ細かいサービスを提供し社会の信頼を得ていくためには、金庫の役職員一人ひとりが高い倫理観と使命感をもって行動しなければなりません。
当金庫は、経営課題の一つに「コンプライアンスの重視」を掲げ、コンプライアンス体制の一層の充実に努めております。
- 当金庫では、実効性を高めるため、コンプライアンスの統括部門を設置しているほか、各本店にコンプライアンス委員やコンプライアンス担当責任者を配置してモニタリング体制と報告体制を強化しております。また、「コンプライアンス・プログラム」や「コンプライアンス・マニュアル」を策定して全職員に配付し、研修を強化するなどあらゆる機会を通じて役職員への徹底を図っております。

行動綱領

（信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任）

- 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

（質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献）

- 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）

- あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

（地域社会とのコミュニケーション）

- 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努める。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を

確保し、自らの価値向上を図る。

（人権の尊重）

- すべての人々の人権を尊重する。

（従業員の働き方、職場環境の充実）

- 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

（環境問題への取組み）

- 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

（社会参画と発展への貢献）

- 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

（反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応）

- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

業務のご案内

預金業務

当金庫では、「ふれ愛さわやか」を合言葉に、お客様のニーズに応じた預金商品を取りそろえて、着実な資産づくりのお手伝いをしております。

子育て支援定期預金「す・く・す・く」、退職者向け定期預金「はっぴーらいふ」などのプレミアム金利付定期預金など、各種預金商品を発売しております。

貸出業務

当金庫では、住宅の新築・リフォーム、マイカー、教育、結婚等のお客様のライフステージに合わせた商品をご用意しております。

地域の中小企業へ良質な資金を安定的に供給するため、健全な資金需要を有するお客様に対して、積極的に金融サービスを行なって地域社会・経済の発展に寄与するよう努めております。

各種生命保険・損害保険、個人向け国債の窓口販売

当金庫では、未来のライフプランをお手伝いする終身保険、また住宅ローン利用者向けの特約付住宅火災保険、債務返済支援保険、傷害保険、医療保険、がん保険などの窓口販売を行っており、万が一の備えのための各種保険商品をご用意しております。

また、資産運用をお考えの方には投資信託や個人向け国債の窓口販売も行っております。

為替業務

当金庫では、インターネットバンキングやテレホンバンキングにより、お振込や送金が身近で行え、大変好評を得ております。

外国為替の取扱いに関しましては、信金中央金庫の機能を利用することで海外送金等のサービスを提供(地方公共団体に限ります。)しております。

各種相談業務

当金庫では、お客様の幅広いニーズにお応えするため、金融商品やサービスの提供ばかりではなく、各種無料相談業務も行っております。

当金庫の中小企業診断士による経営相談や、顧問弁護士による法律相談など、お客様の様々な問題にお答えできるよう、随時開催しております。

るしんホスピタリティ宣言

サービスの強化を掲げて、「ホスピタリティ(最良のおもてなし)運動」を展開し、顧客サービスの向上を積極的に図ってまいります。



金庫の主要な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ

2. 資金の貸付け及び手形の割引

3. 為替取引

4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

- (1) 債務の保証又は手形の引受け
- (2) 有価証券[(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。]の売買[有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。]又は有価証券関連デリバティブ取引[投資の目的をもってするものに限る。]
- (3) 有価証券の貸付け
- (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券[以下「国債証券等」という。]の引受け[売出しの目的をもってするものを除く。]並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務[除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務]
- (6) 短期社債等の取得又は譲渡
- (7) 次に掲げる者の業務の代理
日本銀行、(株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構など
- (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介[内閣総理大臣が定めるものに限る。]
イ. 金庫[信用金庫及び信用金庫連合会]
- (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

- (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

- (11) 振替業

- (12) 両替

- (13) デリバティブ取引[有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。]であって信用金庫法施行規則で定めるもの[(5)に掲げる業務に該当するものを除く。]

- (14) 金の取扱い

5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことができる業務[上記4により行う業務を除く。]

6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (1) 保険業法[平成7年法律第105号]第275条第1項により行う保険募集
- (2) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
- (3) 高齢者の住居の安定確保に関する法律[平成13年法律第26号]の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等[債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。]
- (4) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

昭和	
7年 12月	—保証責任留萌信用組合として設立
20年 8月	—本店店舗を本町3丁目に移転
28年 6月	—信用金庫に改組
29年 5月	—増毛支店開設
30年 3月	—預金量1億円突破
6月	—本店店舗を本町4丁目に新築移転
31年 4月	—苫前支店開設
33年 11月	—小平支店開設
34年 7月	—古丹別支店開設
36年 10月	—羽幌支店開設
37年 3月	—預金量10億円突破
10月	—駅前支店開設
38年 9月	—鬼鹿支店開設
10月	—創立30周年、金庫改組10周年記念式典及び新本店 店舗新築(鉄筋コンクリート造地上3階地下1階)
43年 2月	—旭川及び北空知地区を営業地区として拡張
44年 6月	—経営相談所開設
10月	—旭川支店開設(旭川市内第1号店)
47年 3月	—預金量100億円突破
9月	—両替商の業務取扱開始
49年 11月	—旭川北支店開設
52年 12月	—日本銀行との当座預金取引開始
54年 11月	—旭川東支店開設
55年 6月	—初山別支店開設
56年 3月	—預金量500億円突破
4月	—本店、駅前支店に道内信金業界初の店内ATM設置
11月	—創立50周年を機に本店店舗を花園町2丁目に新築し 移転(鉄筋コンクリート造地上7階、地下1階) 旧本店を中央支店に変更
57年 4月	—錦町自動車サービスコーナー(店外ATM)開設
10月	—沖見支店開設
59年 6月	—国債代理店取扱開始
12月	—全店にATM、CD設置完了
60年 6月	—札幌市を営業地区として拡張
62年 7月	—中小企業人材育成制度制定 (中小企業大学校旭川校への人材派遣)
63年 10月	—あたご支店開設
平成	
元年 6月	—営業地区の拡張(上川郡愛別町・上川町・美瑛町)
10月	—留信ビジネスサプライ(株)設立
12月	—自衛隊留萌駐屯地自動車サービスコーナー (店外ATM)開設
2年 2月	—苫前町役場自動車サービスコーナー(店外ATM)開設
10月	—開成支店開設(札幌市内第1号店)
3年 1月	—留萌市立総合病院自動車サービスコーナー (店外ATM)開設
4年 9月	—創立60周年記念、瀬川瑛子・山川豊 ジョイントコンサート開催
10月	—新川支店開設
5年 3月	—預金量1,000億円突破
6月	—営業地区の拡張 (千歳市・恵庭市・江別市・小樽市・北広島市)
11月	—初山別支店店舗移転新築
6年 10月	—本店自動車サービスコーナーのATMで振込事務取扱 開始
8年 1月	—信用金庫業界初のインターネットホームページ 「ふれ愛さわやか」発信
4月	—留萌市役所出張所(店外CD)オープン (北洋・労金との共同設置)
9月	—パワーズ自動車サービスコーナー(店外ATM)開設
10月	—苫前支店店舗新築
10月	—札幌西支店開設
9年 1月	—札幌支店名称変更(旧開成支店)
5月	—当金庫創立65周年の記念として、下記市町村に対し 総額5,000万円を寄贈 留萌市2,000万円、羽幌町1,000万円、増毛町

平成	
9年 5月	—500万円、小平町500万円、苫前町500万円、 初山別村500万円
8月	—マックスバリュース留萌店自動車サービスコーナー (店外ATM)開設(南町コーナー移転、名称変更)
10年 10月	—羽幌支店店舗新築
13年 8月	—留萌市立病院移転に伴うATMコーナーの開設
14年 7月	—70年史「るしんのあゆみ」発刊
9月	—第1回留萌信用金庫杯留萌地方中学校秋季野球 大会開催
16年 8月	—るしんビジネスマッチング・セミナー 「ふれ愛るもい塾」開催
17年 12月	—「地域密着経済活性化特別資金」発売
18年 1月	—個人向け国債発売
8月	—中小企業基盤整備機構及び道内22信用金庫と連携 した「北海道しんさん地域活性投資事業有限責任 組合」設立に参加
10月	—投資信託窓口販売業務開始
19年 11月	—るしんビジネスセミナー開催
20年 1月	—留萌振興局と包括連携協定締結
3月	—留萌・元気づくりセミナー開催
6月	—第1回留萌信用金庫理事長杯パークゴルフ大会開催
23年 6月	—しんさん震災復興支援定期積金「きずな」発売
12月	—中央支店店舗新築
24年 2月	—「駅前支店」を廃止、本店営業部と統合
5月	—創立80周年記念「るしん未来塾」開塾
6月	—創立80周年記念定期積金「KAZUMOちゃん」発売
8月	—しんさん東日本大震災こども応援定期積金 「未来にエール」発売
11月	—創立80周年記念事業として、留萌管内支店所在の市 町村に対し総額1,000万円を寄贈
12月	—札幌地区4店舗目となる月寒支店開設。 —(株)エフエムもえとの災害時非常放送に関する協定 締結
25年 5月	—「認知症サポーター」に職員139名認定
6月	—札幌医科大学と包括連携協定締結
26年 3月	—留萌商工会議所に綴帳寄贈
11月	—小平支店店舗新築
27年 2月	—「沖見支店」を廃止、中央支店と統合 —沖見支店跡に「中央支店沖見出張所(ATMコーナー)」 を設置
3月	—留萌商工会議所に円卓寄贈
6月	—留萌商工会議所にテーブル・椅子寄贈
7月	—日本政策金融公庫との包括連携協定締結
8月	—北洋銀行との連携協定締結
9月	—留萌商工会議所青年部及び留萌青年会議所との 包括連携協定締結
12月	—預金量2,000億円突破
28年 3月	—留萌市と留萌商工会議所との包括連携協定締結 —留萌市へKAZUMOちゃんラッピングカー寄贈
9月	—オリックスクレジット保証付「スマートローン」発売 —商工組合中央金庫との包括連携協定締結
12月	—日本酒「数子のふるさと」プロデュース
29年 6月	—萌志会(留萌建設協会二世会)との包括連携協定締結 —南るもい農業協同組合との包括連携協定締結
9月	—留萌市船場公園のネーミングライツスポンサー契約 締結 「るしんふれ愛パーク」と命名
31年 4月	—3金庫(当金庫・北門信用金庫・北空知信用金庫) 合同制作地域情報紙【きたる新聞】創刊
令和	
元年 10月	—北門信用金庫・北空知信用金庫との包括連携協定締結
2年 3月	—「るしん新型コロナウイルス緊急対応融資」取扱開始
5月	—貸出金残高1,000億円突破
4年 2月	—札幌地区5店舗目となる札幌中央支店開設

学生生活 就職



ご自身またはご家族が使用する自家用車の取得、車検、修理、免許取得費用等にご利用できます。

カーライフ
プラン

フリーローン
「快適生活」

迅速・簡単・便利をモットーとした
お使い道自由な商品です。
(おまとめ・事業資金も利用可能)

定期積金

毎月一定額を積立て、満期日にまとめたお金を受けとれる計画貯蓄に最適な預金です。

総合口座
普通預金

一冊の通帳に普通預金と定期性預金がセットされており、不意にお金が入用な時は定期預金と定期積金の掛込残高の90%以内、最高500万円まで自動的にご融資いたします。



福祉プラン

介護が必要な高齢者又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための機器購入・設置費用等にご利用できます。

マネープランの充実

お客様のライフスタイルに応じた
金融商品・サービスを各種
ご提供しています。

年金優遇定期
「New ひまわり」

当金庫で年金を受け取りいただいている方を対象に、店頭表示金利に金利を上乗せする大変有利な預金です。

るしん
「シニアライフローン」

満60歳以上の年金を支給されている方向けの商品です。



各種サービスも充実

●しんきん通帳アプリ

「しんきん通帳」アプリは、スマートフォンで24時間いつでも口座の残高、入出金明細をご確認いただくことができます。また、通帳アプリ機能をご利用いただくことで、紙媒体の通帳が不要となります。

●WEBバンキングサービス

「残高照会」「入出金明細照会」などの照会や、「資金移動（振込・振替）」などのお取引がインターネット上でご利用いただけます。

●デビットカード

今お持ちのキャッシュカードを提示して暗証番号を入力するだけで、お買い物・お食事・レジャーがキャッシュレスで利用でき、手数料もかかりません。

●公共料金等の自動支払い

公共料金をはじめ、税金、クレジットの代金のお支払いに便利です。

●年金の自動受取り

厚生年金・国民年金・共済組合の年金などを、自動的に預金口座にお振り込みいたします。

●貸金庫

大切な財産を災害等から安全にお守りいたします。なお、月寒支店は便利な全自動貸金庫をご利用できます。



定年 セカンドライフ

結婚



そなえて安心

●生命保険の窓口販売

未来のライフプランをお手伝いする終身保険、また、第三分野の医療保険、がん保険、介護保険及び休職保険をご用意しております。

●損害保険の窓口販売

お手軽な保険料で事故によるケガを補償する傷害保険や業務災害補償保険、公的融資以外の住宅ローン利用者向けに特約付き住宅火災保険の他、債務返済支援保険の販売をいたしております。

かしこく運用

●投資信託の窓口販売

お客様からお預かりした資金をひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が複数の株式や債券などに分散投資し、その成果をお客様に分配する仕組みの商品です。

●国債の窓口販売

個人向け国債(変動10年・固定5年・固定3年)及び利付国債の販売をいたしております。



出産 子育て



暮らしの資金として、お使い道自由にご利用できます。(事業資金を除く)

るしん スマートローン

毎月見直しとなる利用限度額の範囲内で契約期間中はいつでも必要なときにカードでATM・CDコーナーから簡単にご利用できます。使い道自由にご利用できます。(事業資金などを除く)

カードローン しんきん きゃつする

スーパー 定期

まとまったお金を大きく増やすお利息の有利な預金です。

るしんの商品ラインナップ

地域の暮らしに寄り添う

「るしん」がお客様のご相談やお悩みに親身にお応えいたします。



※この他にも多様な商品を取り揃えております。詳しくは窓口へお気軽にお問い合わせください。

子育て支援 定期預金・ 定期積金 「す・く・す・く」



18歳以下のお子様を扶養されている方を対象に、現在扶養されているお子様の人数に応じて金利を上乗せし、子育て世代を支援する預金です。

居住用の住宅の新築増改築、中古、土地購入資金等にご利用できます。

住宅ローン 教育ローン



大学・大学院・短大などの在学中又は入学される子弟の入学金、授業料等直接学校へ納付する費用に限りご利用できます。



投資信託 各種保険

商品・サービスのご案内

各種法人・事業ローンのご案内

ローンの種類	ご融資額	期 間	担保・保証	特 色
商売繁盛ローン (Ⅰ型・Ⅱ型)	運転資金1億5,000万円 以内設備資金2億円以内	運転資金10年以内 設備資金20年以内	不動産担保 信用保証協会保証付 保証人(原則代表者のみ)	経営の安定、合理化を目的とする運転・設備資金に 低利でご利用できる大型ローンです。
商売繁盛ローン (Ⅲ型・Ⅳ型)	運転・設備資金合算で 3,000万円以内	運転資金5年以内 設備資金10年以内	不動産担保(設備利用時) 保証人(原則代表者のみ)	当金庫との取引があり、所定の財務基準を満たす方 を対象とし経営の安定・合理化を目的とする資金に 低利でご利用できます。
フ リ ー ロ ー ン	8,000万円以内	20年以内	不動産担保 (団体信用生命保険に加入 していただきます)	設備資金や運転資金など幅広く、長期にご利用でき ます。
ア パ ー ト ロ ー ン	2億円以内	25年以内	不動産担保 信用保証協会保証付 保証人(原則代表者のみ)	賃貸アパート・マンションの購入・建設資金にご利用 できます。
オーナーズ カードローン	2,000万円以内	2年(更新可)	信用保証協会保証付 保証人(原則代表者のみ)	事業資金が必要なときにカード1枚でご利用できます。
創業支援特別融資 「ドリーム」	500万円以内	5年以内	保証人(原則代表者のみ)	新規開業時又は創業まもない方を対象とし、原則無 担保にてご利用いただける商品です。
企業再生支援融資 「ファイト」	500万円以内	5年以内	保証人(原則代表者のみ)	当庫と既にお取引があり、且つ財務改善に意欲的に 取り組む先に対し原則無担保にてご利用いただける 商品です。

各種サービスのご案内

種 類	特 色
キャッシュサービス	るしんキャッシュカードは当金庫本支店のほか、全国の提携金融機関の現金自動支払機で現金のお引き出しと残高の照会がご利用 できます。
デビットカード	今お持ちのキャッシュカードを提示して暗証番号を入力するだけで、お買い物・お食事・レジャーがキャッシュレスで利用でき、手数料 もかかりません。
国債の窓口販売	個人向け国債(変動10年・固定5年・固定3年)及び利付国債の販売をいたしております。
投資信託の窓口販売	お客様の多様な運用ニーズに幅広くお応えできるように、いろいろなタイプの「投資信託」を品揃えしております。
損害保険の窓口販売	公的融資以外の住宅ローン利用者向けに特約付住宅火災保険の他、債務返済支援保険、傷害保険、業務災害補償保険の販売をい たしております。なお、損害保険は、パソコン・スマホで24時間365日非対面の契約申込み手続が可能です。
生命保険の窓口販売	未来のライフプランをお手伝いする終身保険、また、第三分野の医療保険、がん保険、介護保険及び退職保険をご用意しております。
給与振り込み	大切な給料やボーナスをご指定口座に自動的にお振り込みいたします。
自動支払い	公共料金や公営住宅家賃、学費などを、自動的にお支払いいたします。
自動受取り	厚生年金・国民年金・共済組合の年金などを、自動的に預金口座にお振り込みいたします。
クレジットカード	お買い物・お食事・レジャーに利用できるるしんVISAカードやるしんJCBカードの申込みを受付いたしております。
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後、売上金などを安全にお預かりいたします。
貸金庫	大切な財産を災害等から安全にお守りいたします。なお、月寒支店は便利な全自動貸金庫をご利用できます。
テレホンバンキング	るしんキャッシュカードをお持ちの方なら、残高照会、入出金明細照会、振込み・振替が電話1本でOK。しかも通話料金は無料です。 フリーコール 0088-24-5511 または フリーダイヤル 0120-938-448
インターネット バンキング	インターネットで法人向けファームバンキングのサービスが利用できるWEB-FBサービスと、インターネットや携帯電話で照会・ 振込などが利用できる個人向けのWEBバンキングサービスを提供いたします。また、Pay-easy(ペイジー)で収納サービスもご 利用できます。
るしん電子マネー チャージサービス	お客様の預金口座から資金を引き落とし、お客様のスマートフォンに電子マネーをチャージ(入金)するサービスです。
電子記録債権サービス (でんさいネット)	インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、安全・簡易・ 迅速に支払や譲渡を行うことができます。
通帳アプリ	「るしん通帳アプリ」で、いつでもどこでも入出金明細や残高をスマートフォンで確認できます。「紙通帳」から「通帳アプリ」に切り 替えます。

各種手数料一覧 (令和4年6月末現在)

RUMOI SHINKIN BANK

為替手数料

(単位：円・消費税10%含む)

種 類	内訳・単位・範囲		当金庫宛	他金融機関宛	
振込 手数料	電信 扱い	一般	3万円未満	220	660
			3万円以上	440	880
		視覚障 害者等	3万円未満	110	440
			3万円以上	330	660
	文書扱い (交換含む)	3万円未満	－	440	
		3万円以上	－	660	
WEB・FB・HB・ テレホン・為替自動振込		3万円未満	110	275	
		3万円以上	220	440	
ATM 振込 ※1	現金	3万円未満	110	385	
		3万円以上	330	550	
	キャッシュ カード	3万円未満	110	275	
		3万円以上	220	385	
給与振込	振込指定日の2営業日前迄		－	－	
	上記以外		220	660	
取立 手数料	同地域	交換	－	－	
		一般	440 (自店は無料)	880	
		商手担手	－	220	
	隔地域	集中取立	440	660	
		トリタテ	440	880	
その他 手数料 ※2	振込組戻	一口につき	1,100	1,100	
	振込訂正				
	取立組戻				
	取立店頭呈示				
	不渡返却				

※1 ATM振込手数料には平日午後6時以降、土曜午後2時以降、及び日曜・祝日は延長
利用料金110円がかかります。

※2 取立手形店頭呈示の取立費用が当金額を超えるときは、その実費とします。

融資手数料

(単位：円・消費税10%含む)

種 類		内訳・範囲・金額		
融資証明発行手数料		1 通	5,500	
質権設定承諾書発行手数料		1 通	3,300	
債務保証書発行手数料		1 通	2,200	
アパートローン事務取扱手数料		1 件	55,000	
住宅ローン事務取扱手数料		1 件	55,000	
遠隔地不動産担保調査手数料※3		営業区域外・融資案件1件につき	55,000	
不動産担保設定・変更・留保手数料		新規設定・追加担保・順位変更・極度額変更・留保	55,000	
		固定・変動金利選択型 変動を固定に変更	11,000	
証書貸付の 変更 ※4	一部繰上 償還	消費者ローン	5,500	
		住宅資金	11,000	
		事業性資金	11,000	
	繰上完済 ※5	アパート ローン	繰上返済額×0.5%＋消費税 (但し最低手数料額は 22,000 円とする)	
		消費者 ローン	当初貸出から5年未満	5,500
			当初貸出から5年以上	3,300
		住宅資金	当初貸出から5年未満	22,000
			当初貸出から5年以上	11,000
		事業性資金	22,000	
	アパート ローン	繰上返済額×0.5%＋消費税 (但し最低手数料額は 33,000 円とする)		
その他条件変更手数料 (返済方法・期間延長・債務者保証人変更)		33,000		

※3 遠隔地は営業店が所在する次の地域を除く地域とします。
【札幌地区】札幌市、石狩市、江別市、北広島市、当別町
【旭川地区】旭川市、鷹栖町、東川町、東神楽町、当麻町、比布町
【留萌地区】留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村

※4 債務者死亡に伴う場合は無料となります。

※5 当金庫のご融資を当金庫で借り換える場合は無料となります。

その他手数料

(単位：円・消費税10%含む)

種 類	内訳・単位・範囲		金 額
小切手・手形用紙	一般当座	小切手帳 1冊(50枚)	2,200
		約束手形 1冊(50枚)	2,200
		為替手形 1冊(50枚)	2,200
	マル専当座	マル専手形 1枚	1,100
		金融機関借入専用手形 1枚	660
	割賦販売通知書 1枚		5,500
マル専口座開設手数料	1 回		11,000
当座預金口座開設手数料	1 通		550
残高証明発行手数料 (出資金のみの場合は無料)	監査法人様式 1通		3,300
取引証明書発行手数料	監査法人様式 1通		3,300
自己宛小切手発行手数料	1 枚		550
証書・通帳再発行手数料	1 冊		1,100
カードローンカード発行手数料	1 枚		—
カード再発行手数料	キャッシュカード・ローンカード	1 枚	1,100
取引明細発行手数料	1 枚		110
未利用口座管理手数料	※6	年間・1口座	1,320
地方税取扱手数料	※7	—	880
貸金庫手数料	職員対応	第1種 年間	6,600
		第2種 年間	13,200
		第3種 年間	19,800
	全自動	第1種 年間	13,200
		第2種 年間	19,800
		第3種 年間	26,400
夜間金庫手数料	鞆個数	1～5個 月額	7,700
		6～10個 月額	9,900
		11個以上 月額	12,100
	入金帳発行 1冊		1,100
株式払込金保管証明書 作成手数料	50百万円未満	×0.25%×110%=	—
払込金受入証明書 作成手数料	50百万円以上	×0.20%×110%=	—
	1億円以上	×0.15%×110%=	—
	3億円以上	×0.10%×110%=	—
メール集金手数料	週1回	月極料金	2,200
	週2回	月極料金	4,400
	週3回	月極料金	6,600
	週4回	月極料金	8,800
	週5回	月極料金	11,000
両替 手数料	*持参枚数または両替後枚数のいずれか多い方の枚数(紙幣+硬貨)		
	窓口	1枚～20枚 ※8	330
		21枚～100枚	330
		101枚～500枚	440
		501枚～1,000枚	880
		1,001枚～1,500枚	1,320
		1,501枚～2,000枚	1,760
		2,001枚以上	500枚毎に440円加算
	両替機	*両替後の枚数(紙幣+硬貨)	
		1枚～20枚	—
		21枚～100枚	100
		101枚～1,000枚	200
		1,001枚以上	300
大量硬貨取扱手数料 (硬貨のみ)	1枚～500枚		—
	501枚～1,000枚		440
	1,001枚～2,000枚		880
	2,001枚以上		1,000枚毎に440円加算
為替自動振込基本料	為替自動振込	1 回	55
H B サービス基本料	照会・通知・即時資金移動	月額	1,100
WEB・FB サービス基本料	照会・都度振込の簡易プラン	月額	1,100
	法人向けインターネットバンキング	月額	3,300
WEB/バンキングサービス基本料	個人事業主を除く個人は無料	月額	1,100
ハードウェア・トーク追加・再発行手数料	1 個		1,650
電子マネーチャージサービス	チャージ金額10,000円未満	1 回	55
	チャージ金額10,000円以上	—	—
個人情報開示手数料	開示項目(取引明細を除く)	1項目毎	2,200

※6 2020年8月3日以降に開設した普通預金で2年以上取引がなく、他に預り金融資産がない場合、対象となります。

※7 当金庫と収納契約のある公金取次は無料となります。

※8 当金庫に預金口座をお持ちの方は、20枚まで無料となります。

信用金庫と信金中央金庫について

信用金庫業界は、令和4年3月末現在で、全国254金庫、7,129店舗、預金量158兆円を超える強力なネットワークを造り上げております。

その中枢機関である「信金中央金庫」は、34兆円もの資金を有する金融機関であります。

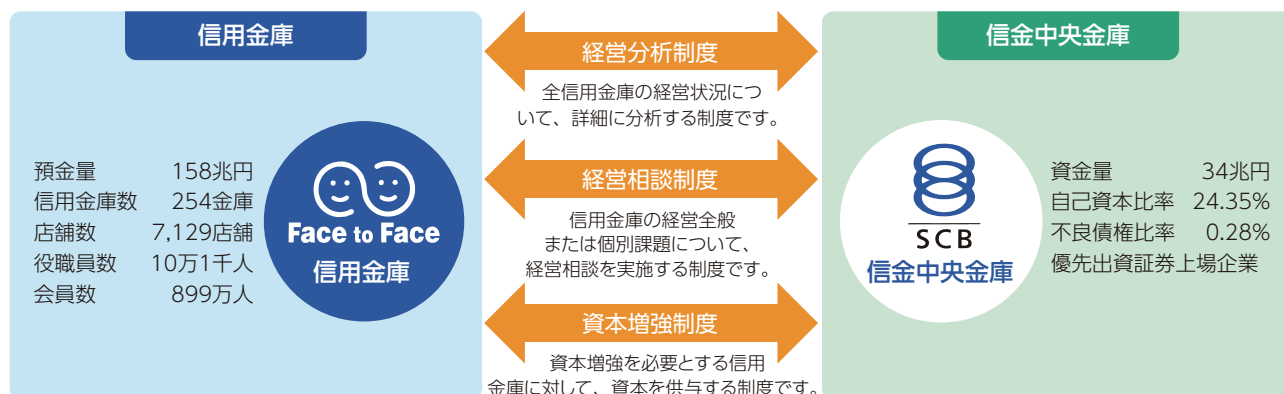
信金中央金庫は、全国の信用金庫が会員になって設立した信用金庫の中央銀行的存在であります。

このように、信用金庫業界は信用金庫と信金中央金庫が堅い絆で結ばれた信頼性の高い業界であります。

●信用金庫経営力強化制度

信用金庫業界では、お客様により安心してお取引をいただくために、業界独自のセーフティネット「信用金庫経営力強化制度」があります。

これは、信用金庫のセントラルバンクである信金中央金庫が、経営分析、経営相談、資本増強などで信用金庫を強力にサポートする制度であります。



留萌市の「人口減少に向けた教育を基軸とした地域振興プロジェクト」が当金庫の推薦により「SCBふるさと応援団」の寄付対象事業に選ばれました

留萌信用金庫は、信金中央金庫が実施する地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」に、留萌市の地域創生事業「人口減少に向けた教育を基軸とした地域振興プロジェクト」を推薦し、令和4年1月、信金中央金庫から留萌市に寄付金1,000万円が贈呈されました。

◆「SCBふるさと応援団」とは◆

信用金庫の中央機関である信金中央金庫の創立70周年を記念して行われる地域創生推進事業で、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえて、地域の課題解決および持続可能な社会の実現に資する地域創生事業を信用金庫とともに応援し、地域経済の発展に貢献することを目的に「企業版ふるさと納税制度」等を活用した寄付を自治体に行うものです。信金中央金庫の公募に対し信用金庫が自治体と協力して応募し、審査を経て1件当たり最大で1,000万円が寄付されます。



信金中央金庫贈呈式

開示項目一覧

I.信用金庫法で定められた開示項目索引

1.金庫の概況及び組織に関する事項

①事業の組織	7
②理事・監事の氏名及び役職名	7
③会計監査人の氏名又は名称	7
④事務所の名称及び所在地	7、46
⑤当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者	該当ございません

2.金庫の主要な事業内容

主要な事業内容	16
---------	----

3.金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	8
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	8
①経常収益	8
②経常利益又は経常損失	8
③当期純利益又は当期純損失	8
④出資総額及び出資総口数	8
⑤純資産額	8
⑥総資産額	8
⑦預金積金残高	8
⑧貸出金残高	8
⑨有価証券残高	8
⑩単体自己資本比率	8
⑪出資に対する配当金	8
⑫職員数	8
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)	31
イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	31
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	31
エ.受取利息及び支払利息の増減	31
オ.総資産経常利益率	31
カ.総資産当期純利益率	31
②預金に関する指標	
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	32
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	32
③貸出金等に関する指標	
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	32
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	32
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	32
エ.使途別の貸出金残高	32
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	33
カ.預貸率の期末値及び期中平均値	32

④有価証券に関する指標

ア.商品有価証券の種類別の平均残高	該当ございません
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高	34
ウ.有価証券の種類別の平均残高	34
エ.預証率の期末値及び期中平均値	34

4.金庫の事業の運営に関する事項

①リスク管理の体制	14、15
②法令遵守の体制	15
③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	2～6
④金融ADR制度への対応	13

5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	24～30
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	37
②危険債権	37
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	37
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	37
⑤正常債権	37
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	38～45
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	35
②金銭の信託	該当ございません
③施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ございません
ア.市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの	
イ.法第53条第3項第13号に規定する金融等デリバティブ取引	
ウ.先物外国為替取引	
エ.有価証券関連デリバティブ取引	
オ.金融商品取引法第2条第21項第1号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	33
(6) 貸出金償却の額	33
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	27

6.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

7.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	30
---	----

II.金融再生法に基づく債権の開示

貸借対照表

[金額単位:百万円]

資産

お客様から預かりした預金・出資金などをどのように運用しているかを示す勘定で、お客様へのご融資や預け金、有価証券による運用などのほか、固定資産の状況も表しています。

預け金

日常の支払いに備える資金を処理する勘定です。日本銀行や信金中央金庫が主な預け先となります。

未決済為替貸

他の金融機関より当金庫のお客様の口座へ振り込みした際の一時的な立て替え資金を表す勘定です。

前払年金費用

退職給付会計に基づき、年金資産の額が退職給付債務を超える場合に計上する勘定です。

繰延税金資産

税効果会計の適用により、将来減算一時差異に係る税金相当額を、将来の会計期間において回収又は支払いが見込まれる範囲内で計上する科目です

[illegible]

[金額単位:百万円]

	科 目	令和3年3月末	令和4年3月末
負 債 ご融資や有価証券運用をするための資金をどのように調達しているかを示す勘定で、お客様からお預かりしている預金が大半を占めています。	■負債の部		
	預 金 積 金	229,637	237,937
借 用 金 他の金融機関から資金の融資を受けた場合に処理する勘定です。借入先は日本銀行と信金中央金庫です。	当 座 預 金	6,108	6,171
	普 通 預 金	85,357	93,465
未決済為替借 お客様より他の金融機関へ送金を依頼された時に、相手金融機関に支払うまでの間、一時的に資金を預かっておく勘定です。	貯 蓄 預 金	1,584	1,701
	通 知 預 金	711	659
給付補填備金 定期積金の掛込み状況に基づき、初回掛込みから期末までに発生した給付補填金の所要額(未払利息相当額)を処理する勘定です。	定 期 預 金	125,730	125,810
	定 期 積 金	8,333	8,387
資産除去債務 資産除去債務に関する会計基準に基づき、有形固定資産の除去に関して法令または契約要求される除去費用を計上する勘定です。	そ の 他 の 預 金	1,810	1,741
	借 用 金	15,120	15,100
繰延税金負債 税効果会計の適用により、将来支払が見込まれる税金の額を計上する勘定です。	借 入 金	15,120	15,100
	そ の 他 負 債	393	466
純資産の部	未 決 済 為 替 借	38	39
	未 払 費 用	86	73
その他有価証券評価差額金 有価証券のうち、その他有価証券の評価差額金(税効果勘定後)を計上する勘定です。	給 付 補 填 備 金	1	1
	未 払 法 人 税 等	167	226
	前 受 収 益	31	40
	払 戻 未 済 金	8	15
	払 戻 未 済 持 分	0	6
	リ ー ス 債 務	21	9
	資 産 除 去 債 務	16	16
	そ の 他 の 負 債	20	37
	賞 与 引 当 金	23	24
	役員退職慰労引当金	208	221
	偶 発 損 失 引 当 金	6	8
	睡眠預金払戻損失引当金	8	8
	90 周年記念事業引当金	—	63
	繰 延 税 金 負 債	288	30
	債 務 保 証	1,447	866
	負 債 の 部 合 計	247,133	254,725
	■純資産の部		
	出 資 金	580	568
	普 通 出 資 金	580	568
	利 益 剰 余 金	13,910	14,542
	利 益 準 備 金	586	580
	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,323	13,962
	特 別 積 立 金	12,400	12,800
	(地 域 振 興 積 立 金)	(300)	(300)
	当 期 未 処 分 剰 余 金	923	1,162
	処 分 未 済 持 分	△0	—
	会 員 勘 定 合 計	14,490	15,111
	その他有価証券評価差額金	922	358
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	922	358
	純 資 産 の 部 合 計	15,412	15,469
	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	262,546	270,195

損益計算書

[金額単位:千円]

資金運用収益

貸出金や有価証券、預け金などの資金を運用することによって得られた利息収入です。

役務取引等収益

お客様からいただいた振込手数料や各種手数料などの収入です。

資金調達費用

資金を調達するために支払った費用です。お客様からお預かりした預金の利息がほとんどを占めています。

役務取引等費用

他から受けた役務の提供の対価として支払う手数料等です。

科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	3,161,391	3,031,644
資 金 運 用 収 益	2,629,250	2,578,080
貸 出 金 利 息	1,752,620	1,785,124
預 け 金 利 息	76,463	86,241
有価証券利息配当金	779,048	685,598
その他の受入利息	21,117	21,117
役 務 取 引 等 収 益	262,381	252,359
受 入 為 替 手 数 料	97,494	84,258
その他の役務収益	164,886	168,101
そ の 他 業 務 収 益	63,407	23,951
国債等債券売却益	31,478	631
その他の業務収益	31,928	23,319
そ の 他 経 常 収 益	206,351	177,253
貸倒引当金戻入益	90,711	—
償却債権取立益	805	9,638
株式等売却益	104,622	159,576
その他の経常収益	10,212	8,038
経 常 費 用	2,202,323	2,201,891
資 金 調 達 費 用	36,868	25,719
預 金 利 息	35,727	24,898
給付補填備金繰入額	962	670
借 用 金 利 息	178	150
役 務 取 引 等 費 用	176,711	173,933
支 払 為 替 手 数 料	15,678	22,556
その他の役務費用	161,032	151,377
そ の 他 業 務 費 用	167,013	1,280
国債等債券売却損	7,200	—
国債等債券償還損	159,110	—
その他の業務費用	703	1,280
経 費	1,813,154	1,868,176
人 件 費	1,107,214	1,146,616
物 件 費	663,345	659,466
税 金	42,594	62,093
そ の 他 経 常 費 用	8,575	132,781
貸倒引当金繰入額	—	66,554
株式等売却損	901	1,143
その他資産償却	39	346
その他の経常費用	7,635	64,735

次項へつづきます▶



[金額単位:千円]

減損損失

固定資産の減損に係る会計基準に基づき、資産を減損処理した減損損失額を計上する勘定です。

法人税等調整額

税効果会計により、将来回収または支払が見込まれる税金の額のうち、当期に発生した金額を計上することで、税引前当期純利益を合理的に対応させるための科目です。

科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 利 益	959,067	829,753
特 別 利 益	1,312	75,850
固 定 資 産 処 分 益	1,312	250
そ の 他 の 特 別 利 益	—	75,599
特 別 損 失	4,331	30,696
固 定 資 産 処 分 損	2,332	10,092
減 損 損 失	20	579
そ の 他 の 特 別 損 失	1,978	20,024
税 引 前 当 期 純 利 益	956,048	874,906
法人税、住民税及び事業税	214,184	262,025
法 人 税 等 調 整 額	287,980	△42,895
法 人 税 等 合 計	502,164	219,129
当 期 純 利 益	453,883	655,776
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	469,534	506,326
当 期 末 処 分 剰 余 金	923,417	1,162,103

剰余金処分計算書

[金額単位:千円]

科 目	令和2年度	令和3年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	923,417	1,162,103
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	469,534	506,326
当 期 純 利 益	453,883	655,776
積 立 金 取 崩 額	6,085	11,858
剰 余 金 処 分 額	423,176	622,695
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	(年4%の割) 23,176	(年4%の割) 22,695
特 別 積 立 金	400,000	600,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	506,326	551,266

独立監査人の監査報告

令和2年度および令和3年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定にもとづき監査法人夏目事務所の監査を受け、いずれも正しく示されているものと認められております。

財務諸表の適正性及び作成に係る内部監査の有効性の確認

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月16日
留萌信用金庫
理事長 宮井 清隆

貸借対照表注記

〔令和3年度 貸借対照表注記〕

- (注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)及び一部定額法を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | 建 物 | 10年～50年 | その他 | 2年～15年 |
|--|---------|-----|--------|
| 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 | | | |
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取引不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は938百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | 過去勤務費用 | その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(6年)による定額法により費用処理 |
|----------|--|
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(6年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生する翌事業年度から費用処理 |
- また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)
- | 年金資産の額 | 1,732,930百万円 |
|-----------------|--------------|
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,817,887百万円 |
| 差引額 | △84,957百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛け金拠出割合(令和3年3月分)
- 0.1618%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金27百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 90周年記念事業引当金は、翌事業年度の事業としている、当金庫創立90周年記念事業の実施にかかる費用を見積もり、必要と認める額を計上しております。
13. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。

15. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。
- ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- ・貸倒引当金 1,932百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- ・繰延税金資産 179百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 190百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 3,718百万円
19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
- | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,374百万円 |
|--------------------|------------|
| 危険債権額 | 2,257百万円 |
| 要管理債権額 | 22百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 22百万円 |
| 小計額 | 3,654百万円 |
| 正常債権額 | 112,810百万円 |
| 合計額 | 116,464百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は186百万円であります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | 担保に供している資産 | |
|------------|-----------|
| 有価証券(額面) | 15,955百万円 |
| 預け金 | 200百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | 預 金 | 503百万円 |
|-------|-----------|
| 借 用 金 | 15,100百万円 |
- 上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金15,700百万円を差し入れております。
23. 出資1口当たりの純資産額 1,359円71銭
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をおこなっております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されており
ます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程及び関連する諸規程・要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会等を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、リスク管理統括部署である総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会及び常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理しており、総合企画部を通じ理事会等及びALM委員会に定期的に報告されております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会等の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

なお、当金庫で保有している政策投資株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総合企画部を通じ、理事会等及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」、「預け金」、「貸出金」および「預金積金」等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(観測期間1年、信頼区間99%、保有期間240日)により算出しており、令和4年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で3,266百万円です。

また、VaRの計測が不可能な金融商品は帳簿価額を、データ日数不足によりVaRが計測できない金融商品は帳簿価額の50%を、各々、上記で計測したVaRに単純合算しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない場合があります。そのため、様々な危機的状況を想定しリスク量を計測するストレス・テストも併せて実施し、市場リスクの適切な管理をおこなっております。

なお、当金庫では、VaRの計算方法の妥当性を確認するために、バックテストを実行しており、計測手法の有効性等について検証しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段を確立し流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表に含めておりません。(注2)参照
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (※1)	80,434	80,557	122
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	17,587	17,272	△315
その他の有価証券	50,240	50,240	—
(3) 貸出金 (※1)	115,516		
貸倒引当金 (※2)	△1,927		
	113,588	115,027	1,438
金融資産計	261,851	263,097	1,246
(1) 預金積金 (※1)	237,937	237,975	38
(2) 借入金 (※1)	15,100	15,100	0
金融負債計	253,037	253,075	38

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

〔金融資産〕

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、一定期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(SWAP等)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記については26.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、それぞれの帳簿価額

②①以外のうち変動金利によるものは帳簿価額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(SWAP等)で割り引いた価額

〔金融負債〕

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定期間及び種類ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を新規実行金利ベースから算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
信金中央金庫普通出資金 (※1)	858
非上場株式 (※1)	15
組合出資金 (※2)	8
その他出資金 (※1)	1
合 計	884

(※1) 非上場株式、信金中央金庫普通出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 (※)	20,000	30,000	—	2,000
有価証券				
満期保有目的の債券	1,149	4,183	2,755	9,500
その他の有価証券のうち満期があるもの	7,330	8,126	11,909	17,351
貸出金 (※)	18,075	36,903	30,473	24,981
合 計	46,554	79,212	45,137	53,832

(※) 預け金のうち、満期の無いもの及び貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (※)	210,159	27,776	—	—
借入金	15,020	80	—	—
合 計	225,179	27,856	—	—

(※) 預金積金のうち、要求払預金等は「1年以内」に含めて開示しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. も同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表計上額 を超えるもの	国 債	1,000	1,001	1
	地 方 債	948	993	44
	社 債	3,158	3,196	38
	外国証券	4,100	4,270	170
	小 計	9,206	9,461	255
時価が 貸借対照表計上額 を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	282	280	△1
	外国証券	8,099	7,529	△570
	小 計	8,381	7,810	△571
合 計		17,587	17,272	△315

貸借対照表・損益計算書注記

その他有価証券		(単位:百万円)		
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	24,902	24,535	366
	国 債	8,326	8,198	128
	地 方 債	6,820	6,711	109
	社 債	9,756	9,626	129
	そ の 他	5,067	4,482	585
	投資信託	4,648	4,084	564
	優先出資証券	419	398	20
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	29,970	29,018	951
	債 券	19,815	20,256	△440
	国 債	14,399	14,762	△363
	地 方 債	573	593	△20
	社 債	4,843	4,900	△56
	そ の 他	453	469	△15
	投資信託	453	469	△15
	優先出資証券	—	—	—
	小 計	20,269	20,726	△456
合 計		50,240	49,744	495

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債 券	3,989	0	—
国 債	3,989	0	—
そ の 他	702	159	—
投資信託	702	159	—
合 計	4,691	160	—

- ※期限前早期償還及び各ファンド決算処理は含めておりません。
28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,850百万円であります。また、これらはすべて原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。
- これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
- また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。 (単位:百万円)

繰延税金資産		
個別貸倒引当金限度超過額		692
役員退職慰労引当金否認額		61
減価償却限度超過額		60
動産・不動産減損損失償却		28
90周年記念事業費用否認額		17
未払事業税引当分		16
貸出金未収利息否認額		14
賞与引当金限度超過額		7
投資信託償却		4
その他		20
繰延税金資産 小 計		923
評価性引当額		△610
繰延税金資産 合 計		312
繰延税金負債		
前払年金費用		203
その他有価証券の評価差額		137
その他		1
繰延税金負債 合 計		342
繰延税金資産の純額		△30

30. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|------|
| 契約資産 | —百万円 |
| 顧客との契約から生じた債権 | 5百万円 |
| 契約負債 | —百万円 |
31. 会計方針の変更
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)以下、「収益認識基準」という。等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。
- なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。
32. 表示方法の変更
- 信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- 〔令和3年度 損益計算書注記〕
- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資「口」当たり当期純利益金額57円23銭
3. 「その他の経常収益」には、プレミアム商品券換金事務手数料5,379千円等を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、偶発損失引当金繰入額1,628千円、90周年記念事業引当金繰入額63,000千円を含んでおります。
5. 業固定資産の重要な減損損失を認識し、減損損失額を特別損失に次のとおり計上しております。
- (1) 減損損失を認識した資産
- | 用 途 | 種 類 | 場 所 |
|-----------|-----|----------------------------|
| 旧駅前支店店舗用地 | 土 地 | 留萌市米町3丁目45.46.47.48.49.50番 |
- (2) 減損損失の認識に至った経緯
- 割引前キャッシュフローの総額が資産グループの期末帳簿価額を下回ったため。
- (3) 特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
- 特別損失計上額は579千円であります。
- 内 訳 土 地 579千円
- (4) 減損損失を認識した当該資産グループの概要と資産をグルーピングした方法
- ①減損損失を認識した当該資産グループ
- 鬼鹿支店グループ及び遊休資産5カ所
- ②資産をグルーピングした方法
- 支店単位で資産をグルーピングした他、本部資産及び本支店の共用資産を共用資産グループとしてグルーピングしております。
- (5) 回収可能価額が正味売却価額の場合には、その旨及び時価の算定方法
- 回収可能価額は正味売却価額を採用し、路線価及び固定資産税評価額を基準に「不動産鑑定評価基準」に基づき時価を算定しております。
6. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、各種融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 授信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

- (注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動による生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

- 〔報酬体系について〕
1. 対象役員
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
- (1) 報酬体系の概要
- 【基本報酬及び賞与】
- 非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
- そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
- 【退職慰労金】
- 退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
- なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法を規程で定めております。
- (2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	109

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬・給与」94百万円、「退職慰労金」14百万円となっております。
- なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
- (3) その他
- 「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。
2. 対象職員等
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
- なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な業務の状況を示す指標

RUMOI SHINKIN BANK

業務粗利益

[金額単位:千円]

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	2,592,381	2,552,361
資金運用収益	2,629,250	2,578,080
資金調達費用	36,868	25,719
役務取引等収支	85,670	78,425
役務取引等収益	262,381	252,359
役務取引等費用	176,711	173,933
その他の業務収支	△103,606	22,670
その他業務収益	63,407	23,951
その他業務費用	167,013	1,280
業務粗利益	2,574,445	2,653,457
業務粗利益率(%)	1.05	0.97

(注)1.業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

利鞘

[単位:%]

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	1.07	0.95
資金調達原価率	0.78	0.72
総資金利鞘	0.29	0.23

資金運用収支の内訳

	平均残高 [百万円]		利息 [千円]		利回り [%]	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	244,039	271,034	2,629,250	2,578,080	1.07	0.95
うち貸出金	107,176	113,301	1,752,620	1,785,124	1.63	1.57
うち預け金	69,103	90,878	76,463	86,241	0.11	0.09
うち有価証券	66,900	65,995	779,048	685,598	1.16	1.03
資金調達勘定	233,459	260,002	36,868	25,719	0.01	0.00
うち預金積金	225,660	244,895	36,690	25,569	0.01	0.01
うち借入金	7,798	15,107	178	150	0.00	0.00

(注)1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度82百万円、令和3年度102百万円)を控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

[金額単位:千円]

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	147,355	△119,701	27,654	887,876	△939,045	△51,169
うち貸出金	150,341	△83,495	66,846	90,834	△58,330	32,503
うち預け金	17,195	△7,776	9,418	18,160	△8,383	9,777
うち有価証券	△52,922	4,311	△48,610	△10,376	△83,074	△93,450
支払利息	5,905	△15,077	△9,172	4,427	△15,577	△11,149
うち預金積金	4,246	△13,391	△9,144	3,271	△14,393	△11,121
うち借入金	△29	—	△29	418	△446	△28

(注)1.残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

業務純益

[金額単位:千円]

	令和2年度	令和3年度
業務純益	771,156	824,465
実質業務純益	771,156	803,164
コア業務純益	905,987	802,532
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	847,814	801,012

(注)1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利益率

[単位:%]

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.38	0.30
総資産当期純利益	0.18	0.23

(注)1.総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

■ 預金・譲渡性預金平均残高

[金額単位:百万円]

	令和2年度	令和3年度
流動性預金	88,553	108,318
うち有利息預金	70,563	79,624
うち無利息預金	17,990	28,694
定期性預金	135,786	135,270
うち固定金利定期預金	127,669	126,941
うち変動金利定期預金	21	21
その他	1,320	1,305
計	225,660	244,895
譲渡性預金	—	—
合計	225,660	244,895

(注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■ 定期預金残高

[金額単位:百万円]

	令和2年度	令和3年度
定期預金	125,730	125,810
固定金利定期預金	125,709	125,789
変動金利定期預金	21	20
その他	—	—

貸出金等に関する指標

■ 貸出金平均残高

[金額単位:百万円]

	令和2年度	令和3年度
割引手形	293	211
手形貸付	6,067	5,955
証書貸付	95,555	102,105
当座貸越	5,259	5,029
合計	107,176	113,301

■ 貸出金残高

[金額単位:百万円]

	令和2年度	令和3年度
貸出金	112,609	115,516
うち変動金利	51,769	53,198
うち固定金利	60,839	62,318

■ 貸出金の担保別内訳

[金額単位:百万円]

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	936	894
有価証券	—	—
動産	158	144
不動産	38,460	39,743
その他	—	—
計	39,555	40,783
信用保証協会・信用保険	34,899	36,493
保証証	3,929	3,764
信用	34,225	34,474
合計	112,609	115,516

■ 債務保証見返の担保別内訳

[金額単位:百万円]

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	1	1
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	3	2
その他	—	—
計	4	3
信用保証協会・信用保険	—	—
保証証	0	0
信用	1,441	862
合計	1,447	866

■ 貸出金使途別残高

[単位:百万円・%]

	令和2年度		令和3年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
運転資金	60,585	53.8	59,954	51.9
設備資金	52,023	46.2	55,562	48.1
合計	112,609	100.0	115,516	100.0

■ 預貸率

[単位:百万円・%]

	令和2年度	令和3年度
期末預貸率	49.03	48.54
期中平均預貸率	47.49	46.26

(注)
$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

■貸出金業種別内訳

[単位:百万円・%]

業種区分	令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	115	3,945	3.5	109	3,892	3.4
農 業、林 業	13	91	0.1	17	118	0.1
漁 業	14	73	0.1	21	109	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	523	13,603	12.1	549	14,142	12.2
電気・ガス・熱供給・水道業	5	274	0.2	5	201	0.2
情 報 通 信 業	13	399	0.4	11	345	0.3
運 輸 業・郵 便 業	49	1,881	1.7	56	2,003	1.7
卸 売 業	80	2,256	2.0	83	2,024	1.8
小 売 業	201	6,420	5.7	217	6,609	5.7
金 融・保 険 業	29	3,443	3.1	33	2,879	2.5
不 動 産 業	754	38,340	34.0	832	41,300	35.7
物 品 賃 貸 業	14	572	0.5	14	569	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	52	616	0.5	54	705	0.6
宿 泊 業	11	224	0.2	10	232	0.2
飲 食 業	117	1,013	0.9	127	1,234	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	75	1,064	0.9	86	992	0.9
教 育、学 習 支 援 業	13	116	0.1	14	107	0.1
医 療・福 祉	144	4,523	4.0	144	4,066	3.5
その他のサービス業	193	4,360	3.9	208	4,607	4.0
小 計	2,415	83,220	73.9	2,590	86,141	74.6
地 方 公 共 団 体	6	10,450	9.3	6	10,293	8.9
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,790	18,938	16.8	3,630	19,080	16.5
合 計	6,211	112,609	100.0	6,226	115,516	100.0

(注) 1.個人事業主については、資金使途に拘わらず業種区分別に表示しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

[金額単位:百万円]

	令和2年度					令和3年度				
	期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	134	201	—	134	201	201	179	—	201	179
個 別 貸 倒 引 当 金	1,917	1,680	79	1,838	1,680	1,680	1,752	16	1,664	1,752
合 計	2,052	1,882	79	1,972	1,882	1,882	1,932	16	1,865	1,932

(注) 1.貸倒引当金は、貸出金等の資産が回収できなくなった場合に備えて積み立てておくもので、自己査定基準及び償却・引当基準により計上しています。
一般貸倒引当金は、将来の不良債権の発生に備えて、自己査定上の正常債権・要注意先債権などの債権に対して、過去の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しています。一方、個別貸倒引当金は、破綻先や破綻懸念先などに対する債権に対して、計上しています。
2.当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■貸出金償却

[金額単位:千円]

	令和2年度	令和3年度
貸 出 金 償 却	—	—

有価証券等に関する指標

有価証券の残存期間別残高

[金額単位:百万円]

		令和2年度							
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国	債	—	8,315	—	—	—	7,360	—	15,676
地	方 債	8,671	3,572	2,358	417	1,480	—	—	16,500
社	債	4,235	2,342	3,089	1,225	4,699	6,466	—	22,059
株	式	—	—	—	—	—	—	15	15
外	国 証 券	—	—	1,000	—	1,699	9,000	—	11,699
そ の 他 の 証 券		—	—	—	—	—	—	5,128	5,128

[金額単位:百万円]

		令和3年度							
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国	債	6,426	1,819	—	—	4,947	10,531	—	23,725
地	方 債	908	3,958	1,025	923	953	573	—	8,341
社	債	1,145	4,183	323	2,025	4,115	6,246	—	18,039
株	式	—	—	—	—	—	—	15	15
外	国 証 券	—	1,000	—	1,399	300	9,500	—	12,199
そ の 他 の 証 券		—	—	—	—	—	—	5,530	5,530

有価証券の種類別の平均残高

[金額単位:百万円]

		令和2年度	令和3年度
国	債	11,509	15,842
地	方 債	19,704	13,418
社	債	21,305	20,194
株	式	15	15
外	国 証 券	9,907	11,881
そ の 他 の 証 券		4,458	4,643
合 計		66,900	65,995

預証率

[単位:%]

	令和2年度	令和3年度
期 末 預 証 率	30.95	28.51
期 中 平 均 預 証 率	29.64	26.94

(注)
$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$



黄金岬: 留萌市 (photo:Konno Akio)

■有価証券の時価情報

1.売買目的有価証券

※上記取引は、令和4年3月末現在において、実績はありません。

2.満期保有目的の債券で時価のあるもの

[金額単位:百万円]

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,000	1,011	10	1,000	1,001	1
	地 方 債	956	1,013	56	948	993	44
	社 債	3,275	3,336	60	3,158	3,196	38
	外 国 証 券	7,099	7,388	289	4,100	4,270	170
	小 計	12,331	12,749	417	9,206	9,461	255
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	240	239	△0	282	280	△1
	外 国 証 券	4,600	4,370	△229	8,099	7,529	△570
	小 計	4,840	4,610	△229	8,381	7,810	△571
合 計		17,171	17,360	188	17,587	17,272	△315

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3.その他有価証券で時価のあるもの

[金額単位:百万円]

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	40,752	40,088	664	24,902	24,535	366
	国 債	8,720	8,500	220	8,326	8,198	128
	地 方 債	15,544	15,326	218	6,820	6,711	109
	社 債	16,487	16,262	225	9,756	9,626	129
	そ の 他	4,723	4,017	705	5,067	4,482	585
	投 資 信 託	4,319	3,621	698	4,648	4,084	564
	優先出資証券	403	396	6	419	398	20
	小 計	45,475	44,106	1,369	29,970	29,018	951
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	8,011	8,099	△88	19,815	20,256	△440
	国 債	5,955	6,006	△50	14,399	14,762	△363
	地 方 債	585	593	△8	573	593	△20
	社 債	1,471	1,500	△29	4,843	4,900	△56
	そ の 他	395	401	△5	453	469	△15
	投 資 信 託	395	401	△5	453	469	△15
	優先出資証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	8,407	8,501	△94	20,269	20,726	△456
合 計		53,883	52,607	1,275	50,240	49,744	495

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

4.子会社株式で時価のあるもの

※上記取引は、令和4年3月末現在において、実績はありません。

5.時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

[金額単位:百万円]

	令和2年度	令和3年度
非上場株式	15	15
組合出資金	8	8
信金中央金庫普通出資金	858	858
その他出資金	1	1

- 子会社・子法人等株式
 - 商品有価証券
 - 金銭の信託
 - 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外
 - 金融等デリバティブ取引
 - 先物外国為替取引
 - 有価証券関連デリバティブ取引
 - 外国金融商品市場における市場デリバティブ取引と類似の取引
- ※上記取引は、令和4年3月末現在において、実績はありません。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

【主な分類商品】国債、上場優先出資証券等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、政府保証債、社債（上場企業等）等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】当金庫は保有しておりません。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券（その他有価証券）	23,144	21,993		45,137
うち国債	22,725			22,725
地方債		6,820		6,820
社債		15,173		15,173
その他の証券（※1）	419			419
金融資産計	23,144	21,993		45,137

※1：企業会計基準第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年公表）第26項に従い、投資信託については上表に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産5,102百万円となります。

※2：時価をもって貸借対照表計上額とする金融負債はございません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借用金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

（注）当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（単体）」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（第5-2項）を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

当金庫の令和4年3月末現在の破綻先債権・延滞債権・3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権の合計額は36億54百万円です。

このうち、担保及び保証により17億17百万円が保全され、さらに個別貸倒引当金・一般貸倒引当金を17億55百万円積みしており、この合計額34億72百万円にてリスク管理債権の95.03%が保全されております。

さらには、これまでの利益金の積立等による自己資本額が147億27百万円あり、将来の信用リスク発生に備えて万全を期しております。

一方、企業再生の支援を目的に「経営支援課」を設置し、積極的にお取引先の経営相談にあずかっており、資産内容の更なる健全化に向けて体制を強化しております。

当金庫は、今後とも貸出資産の健全性を確保するため厳格な審査と信用リスク管理を徹底し、経営の健全性を高めて参ります。

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況(単体)

[単位:百万円・%]

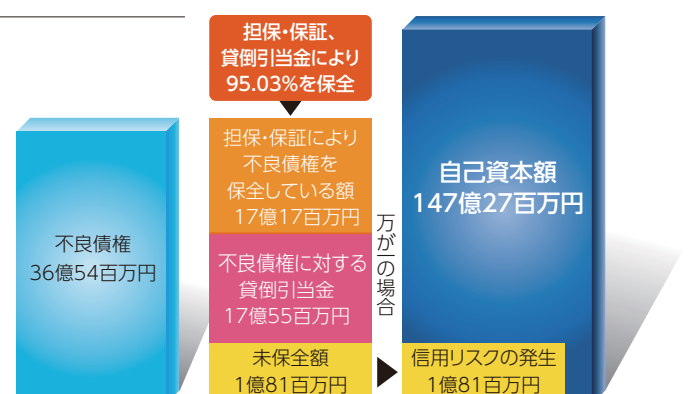
区 分		債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	1,397	1,397	201	1,195	100.00	100.00
	令和3年度	1,374	1,374	195	1,178	100.00	100.00
危険債権	令和2年度	1,717	1,588	1,107	480	92.49	78.85
	令和3年度	2,257	2,090	1,521	568	92.61	77.34
要管理債権	令和2年度	24	10	—	10	41.85	41.85
	令和3年度	22	7	—	7	34.64	34.64
三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	24	10	—	10	41.85	41.85
	令和3年度	22	7	—	7	34.64	34.64
小 計 (A)	令和2年度	3,138	2,995	1,309	1,686	95.44	92.18
	令和3年度	3,654	3,472	1,717	1,755	95.03	90.63
正常債権 (B)	令和2年度	111,002					
	令和3年度	112,810					
総 与 信 (A) + (B)	令和2年度	114,141					
	令和3年度	116,464					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、

- 「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

当金庫は、金融再生法上の不良債権に対して、担保や保証、貸倒引当金で保全しており、未保全額は1億81百万円です。

未保全額に対して、その81倍もの自己資本額147億27百万円を有しており、万が一、未保全額全額が回収不能となる信用リスクが発生したとしても、十分にカバーできる体力が備わっております。



自己資本比率規制

自己資本比率規制とは、金融機関が抱える様々なリスクを明らかにし、自己資本に見合った健全な経営を金融機関に求めるもので、「3つの柱」で構成されています。

当金庫は、自己資本比率規制に基づきリスク量を算出するとともに、規模・特性に応じた統合的なリスク管理態勢の構築に努めております。

第1の柱

第1の柱(最低所要自己資本比率)は自己資本比率の算出です。自己資本比率規制では、損失吸収力の高い出資金や内部留保を中心に、無形資産や繰延税金資産など流動性の低い資産の控除など、旧規制(バーゼルⅡ)にくらべ質の高い自己資本が求められております。対象となるリスクは「信用リスク」「オペレーショナル・リスク」となります。

第2の柱

第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)は、金融機関自身が「第1の柱」の対象となっていないリスクも含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を評価し、さらに金融当局の検証を受けるものです。

具体的には、「銀行勘定の金利リスク」と「与信集中リスク」等が対象となります。

第3の柱

第3の柱(情報開示による市場規律)は、「第1の柱」と「第2の柱」の内容を情報開示(市場規律=ディスクロージャー)することで、金融機関の健全性を評価いただくものです。

自己資本の構成に関する開示事項

I. 単体自己資本比率 41

定性開示目次

I. 単体開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要	40
(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	40
(3) 信用リスクに関する事項	40
(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び 手続の概要	42
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	43
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	43
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	44
(8) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続の概要	44
(9) 金利リスクに関する事項	45

定量開示目次

I. 単体開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項	40
(2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー 及び証券化エクスポージャーを除く) イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び 主な種類別の期末残高	41
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の 期末残高及び期中の増減額	41
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び 貸出金償却の残高等	42
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとの エクスポージャーの額等	42
(3) 信用リスク削減手法に関する事項	43
(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	43
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	43
(6) 出資等エクスポージャーに関する事項	44
(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	44
(8) 金利リスクに関する事項	45

用語解説

「リスク・アセット」	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じて再評価した資産の金額です。
「エクスポージャー」	リスクに晒されている資産のことをさしており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
「ソブリン」	中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
「三月以上延滞等」	元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
「オペレーショナル・リスク」	金融機関の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスクなどが含まれます。
「リスク・ウェイト」	資産の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
「信用リスク削減手法」	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、預金、国債等)、同保証(国、地公体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。
「証券化エクスポージャー」	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産です。
「ポートフォリオ」	当金庫が保有する各資産の構成をいいます。

自己資本の構成に関する開示事項

RUMOI SHINKIN BANK

単体自己資本比率

[金額単位:百万円]

項 目	令和2年度	令和3年度
●コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,467	15,089
うち、出資金及び資本剰余金の額	580	568
うち、利益剰余金の額	13,910	14,542
うち、外部流出予定額(△)	23	22
うち、上記以外に該当するものの額	△0	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	201	179
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	201	179
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	14,668	15,268
●コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9	9
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	9	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	536	532
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	546	541
●自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ))(ハ)	14,122	14,727
●リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	94,796	95,925
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,140	△1,140
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,140	△1,140
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,067	5,085
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	99,863	101,010
●自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.14%	14.57%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

当金庫の自己資本の充実の状況等について【単体】

単体開示事項

自己資本の充実度に関する事項（定量情報）

項 目	リスク・アセット		所要自己資本額	
	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額の合計	94,796	95,925	3,791	3,837
①標準的手法が適用さ れるポートフォリオご とのエクスポージャー	92,867	94,614	3,714	3,784
1.ソブリン向け	70	70	2	2
2.金融機関向け	12,850	12,890	514	515
3.法人等向け	15,766	14,437	630	577
4.中小企業等・ 個人向け	11,877	11,993	475	479
5.抵当権付 住宅ローン	1,628	1,579	65	63
6.不動産取得等 事業向け	35,693	37,856	1,427	1,514
7.三月以上延滞等	34	32	1	1
8.取立未済手形	5	5	0	0
9.信用保証協会等 による保証付	516	518	20	20
10.出資等	2,498	3,179	99	127
出資等のエクスポージャー	2,498	3,179	99	127
11.上記以外	11,925	12,050	477	482
他の金融機関等の対 象資本等調達手段の うち対象普通出資等 及びその他外部 TLAC関連調達手段 に該当するもの以外 のものに係るエク スポージャー	6,911	6,911	276	276
信用金庫連合会の対 象普通出資等であ ってコア資本に係る調 整項目の額に算入さ れなかった部分に係 るエクスポージャー	1,255	1,257	50	50
特定項目のうち調整 項目に算入されない 部分	674	777	26	31
上記以外	3,084	3,103	123	124
②証券化エクスポージャー	105	97	4	3
③オフ・バランス取引等	1,182	709	47	28
④リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエ クスポージャー	1,670	1,531	66	61
リスク・スルー方式	1,670	1,531	66	61
⑤他の金融機関等の対象 資本等調達手段に係 るエクスポージャーに 係る経過措置により リスク・アセットの額 に算入されなかった ものの額	△1,140	△1,140	△45	△45
⑥CVAリスク相当額を8% で除して得た額	110	113	4	4
ロ.オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	5,067	5,085	202	203
ハ.単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	99,863	101,010	3,994	4,040

- (注) 1.所要自己資本額=リスク・アセット×4%
2.オペレーショナル・リスク相当額は、当金庫は基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
3.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本調達手段の概要（定性情報）

当金庫の自己資本は、地域のお客さまによる出資金と、当金庫が内部留保等で積み立てたもので構成されています。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要（定性情報）

当金庫は、永年、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させてまいりました。自己資本比率は、国内基準4%を大きく上回るなど、現在の自己資本額は、経営の健全性・安全性を保つうえで充分なものと評価しております。また、自己資本の額や質的な面及び信用リスクに対する影響度などを中長期的な視点から適切に評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策につきましては、各年度ごとの事業計画の推進から得られる、利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

信用リスクに関する事項（定性情報）

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な方針や手続等を明示した「信用リスク管理方針」や「信用リスク管理規程」及び「融資事務取扱要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、与信集中リスク管理や業種別限度管理、取引先別クレジット・リミット管理などを行うとともに厳格な自己査定を実施しております。

一方、信用格付制度を導入し取引先別の適正な管理や信用VaRによる信用リスクの計量化に努めております。

また、信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会に報告する態勢を整備しております。

なお、貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- (株) 格付投資情報センター(R&I)
- (株) 日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）（定量情報）

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

[金額単位:百万円]

地域別・業種別・期間別区分 エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		そ の 他			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度
国	内	251,694	259,964	113,923	116,341	56,249	52,761	81,520	90,860	106	108
国	外	9,208	9,711	－	－	9,208	9,711	－	－	－	－
地 区 別 合 計		260,902	269,675	113,923	116,341	65,457	62,473	81,520	90,860	106	108
製 造 業		5,598	5,527	3,984	3,913	1,604	1,604	9	9	3	13
農 業 、 林 業		91	118	91	118	－	－	－	－	－	－
漁 業		73	109	73	109	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業		14,099	14,575	14,099	14,575	－	－	－	－	21	4
電気・ガス・熱供給・水道業		7,391	8,221	274	201	7,116	8,020	－	－	－	－
情 報 通 信 業		750	348	746	345	－	－	3	3	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業		3,664	3,699	1,932	2,043	1,732	1,655	0	0	－	6
卸 売 業 、 小 売 業		8,700	8,669	8,700	8,669	－	－	－	－	0	8
金 融 業 、 保 険 業		102,167	106,766	3,451	2,889	22,571	18,938	76,144	84,937	－	－
不 動 産 業		38,396	41,347	38,396	41,347	－	－	－	－	－	－
物 品 賃 貸 業		572	570	572	570	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		616	705	616	705	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		224	232	224	232	－	－	0	0	－	－
飲 食 業		1,013	1,234	1,013	1,234	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス、娯楽業		1,065	993	1,065	993	－	－	－	－	67	62
教 育、学 習 支 援 業		116	107	116	107	－	－	－	－	－	－
医 療 ・ 福 祉		4,654	4,156	4,654	4,156	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス		4,413	4,649	4,406	4,643	－	－	6	6	－	－
国・地方公共団体等		42,920	42,586	10,487	10,333	32,432	32,253	－	－	－	－
個 人		18,959	19,100	18,959	19,100	－	－	－	－	14	13
そ の 他		5,411	5,954	55	51	－	－	5,355	5,902	－	－
業 種 別 合 計		260,902	269,675	113,923	116,341	65,457	62,473	81,520	90,860	106	108
1 年 以 下		44,393	42,663	14,880	14,006	12,928	8,542	16,585	20,113		
1 年 超 3 年 以 下		53,877	47,559	6,359	6,684	14,018	10,875	33,500	30,000		
3 年 超 5 年 以 下		16,502	10,387	10,110	9,054	6,392	1,332	－	－		
5 年 超 7 年 以 下		8,003	11,908	6,367	7,569	1,635	4,339	－	－		
7 年 超 10 年 以 下		35,933	38,169	28,152	27,871	7,781	10,298	－	－		
10 年 超		71,895	80,188	47,993	51,103	22,701	27,085	1,200	2,000		
期間の定めのないもの		30,296	38,798	60	51	－	－	30,235	38,746		
残 存 期 間 別 合 計		260,902	269,675	113,923	116,341	65,457	62,473	81,520	90,860		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。なお、当金庫はデリバティブ取引はございません。

2. 「貸出金」には、貸出金の他、与信関連の未収利息及び仮払金を含んでおります。

3. 「債券」には、債券関連の未収利息が含まれております。

4. エクスポージャー区分の「その他」には、現金、預け金、債券を除く有価証券、有形固定資産、繰延税金資産及びその他の資産等を含んでおります。

5. 業種別区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種別区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には、現金、投資信託、有形固定資産、繰延税金資産及びその他の資産等を含んでおります。

6. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

33ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中増減額」を参照ください。

当金庫の自己資本の充実の状況等について【単体】

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

【金額単位:百万円】

	個別貸倒引当金								期末残高		貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額							
	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	目的使用		その他		令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度
製 造 業	721	606	606	626	0	—	721	606	606	626	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	408	369	369	342	16	16	392	353	369	342	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	289	287	287	285	—	—	289	287	287	285	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	441	365	365	369	62	—	378	365	365	369	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	12	6	6	6	—	—	12	6	6	6	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	3	3	2	—	—	—	3	3	2	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	13	12	12	11	—	—	13	12	12	11	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	—	—	—	80	—	—	—	—	—	80	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	3	1	1	—	—	—	3	1	1	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	26	27	27	27	—	0	26	26	27	27	—	—
業 種 別 合 計	1,917	1,680	1,680	1,752	79	16	1,838	1,664	1,680	1,752	—	—

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

【金額単位:百万円】

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	エクスポージャーの額			
	格付適用有り		格付適用無し	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
0%	6	6	97,734	101,361
10%	—	—	6,075	6,037
20%	60,665	63,838	1,460	2,304
35%	—	—	4,735	4,587
50%	18,339	19,207	106	102
75%	—	—	10,936	11,655
100%	2,209	—	56,064	57,995
150%	—	—	294	264
250%	—	—	2,274	2,315
合 計	81,220	83,051	179,682	186,624

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限っております。

2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要（定性情報）

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取

扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「市町村」の保証や、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「（一社）しんきん保証基金」の保証があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散に努めております。

信用リスク削減手法に関する事項（定量情報）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

[金額単位:百万円]

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	915	890	21,829	18,145

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要(定性情報)

当金庫は、有価証券投資として一部派生商品取引を内包した債券を保有しています。この債券におけるリスクが基本的に受取利息に限定され元本に及ばないこと、発行体等の信用力が高いことなどの

理由から、他の債券と同様のリスク管理を行っており、派生商品取引に関するリスク管理方針等は定めていません。

また、長期決済期間取引については、該当ございません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（定量情報）

●当金庫は、該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項（定性情報）

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、ALM委員会において適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資金運用基準」等及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。

なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- (株) 格付投資情報センター (R&I)
- (株) 日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

証券化エクスポージャーに関する事項（定量情報）

イ．オリジネーターの場合

●当金庫は、該当ございません。

ロ．投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

[金額単位:百万円]

	令和2年度	令和3年度
証券化エクスポージャーの額	8	7
匿名組合出資	8	7

(注) 1. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

[金額単位:百万円]

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1,250%	8	7	4	3
匿名組合出資	8	7	4	3

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法適用の有無

●当金庫は、該当ございません。

当金庫の自己資本の充実の状況等について【単体】

オペレーショナル・リスクに関する事項（定性情報）

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクを「信用金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失が発生しうる危険」と定義しております。

オペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、法務リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、これらのリスクは、当金庫におけるすべての業務処理に当たって存在しているものであるため、すべての役職員は、その業務の遂行にあたり、リスクの極小化に務めております。

また、「オペレーショナル・リスク管理方針」や「オペレーショナ

ル・リスク管理規程」において、それぞれのリスクの管理体制や管理方法について定め、適切にリスクを認識し評価しております。

リスクの計測に関しては、基礎的手法を採用し態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、主管部署である事務部と各部において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会、常務会に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（定性情報）

投資信託にかかるリスクの認識については、最大予想損失額（VaR）等によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、保有限度枠の遵守状況を、ALM委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会、常務会に報告する態勢を整備しております。

一方、政策投資株式、金融機関等への出資金については、当金庫が定める「資金運用基準」等に基づき適切な運用・管理を行っており

ます。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基に管理を行い、適宜、経営陣に報告を行うなど適切な管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資金運用基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

出資等エクスポージャーに関する事項（定量情報）

イ.貸借対照表計上額及び時価等

[金額単位:百万円]

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	3,401	3,401	3,960	3,960
非上場株式等	890	890	888	888
合 計	4,291	4,291	4,849	4,849

(注) 1.時価は期末日における市場価格等に基づいております。
2.投資信託等の裏付け資産のうち、出資等エクスポージャーに該当する部分は一括して「上場株式等」に含めております。
3.「非上場株式等」には時価を把握することが困難と認められる非上場株式、その他出資金、信金中央金庫普通出資金等が含まれます。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

[金額単位:百万円]

	令和2年度	令和3年度
売 却 益	104	157
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 1.損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

[金額単位:百万円]

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	533	407

ニ.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

[金額単位:百万円]

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項（定量情報）

[金額単位:百万円]

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,542	1,391
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項（定性情報）

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、これら金融資産・負債から生じる将来の収益が変動し損失を被るリスクを指しますが、当金庫においては双方ともに計測・評価を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定の金利リスク量（IRRBB）は、 ΔEVE （経済価値変動）と ΔNII （期間収益変動）により計測しておりますが、同時に最大予測損失額（VaR）やBPV法による計測や、ギャップ分析など多面的に市場リスクを管理しております。

これらの結果については、市場リスク管理部門であるALM委員会へ月次で報告し、協議・検討をするとともに、必要に応じて理事会・常務会に報告を行うなど、金融資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

なお、当金庫は金利リスクに対するヘッジ会計上の取扱いはございません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

1) 開示項目に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 並びにこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提
金融庁が定める保守的な前提
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
考慮していません
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提

割引金利のリスクフリー・レートに対する追従率は100%としており、割引金利間の相関やスプレッドは考慮していません。

⑦内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

該当する事項はありません

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当する事項はありません

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の重要性テスト（ $\Delta EVE \div$ 自己資本の額）の結果は、監督上の基準値である20%に対し41.8%と基準値を超過しておりますが、次項に掲げるとおり、VaRによるリスク計測やストレステストなど、他のリスク計測手法により自己資本に与える実質的な影響度を分析・検証しております。

2) 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

・自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレスイベント発生時のショック幅や、一定期間における金利上昇幅などを参考に、全体の金利リスクの影響を定期的に検証しております。

・収益管理については、市場環境等を考慮した複数の金利シナリオに基づくシミュレーションを、適時行っております。

②金利リスク計測の前提及びその意味

・内部管理上、全体の金利リスクを最大予測損失額（VaR）により計測をおこなっており、信用リスクやその他のリスクと共に、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるよう管理しております。

金利リスクに関する事項（定量情報）

[金額単位:百万円]

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		令和4年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和3年3月末
1	上方パラレルシフト	6,161	5,740	220	231
2	下方パラレルシフト	0	0	118	48
3	スティープ化	5,508	4,812		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	75	255		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	6,161	5,740	220	231
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		令和4年3月末		令和3年3月末	
		14,727		14,122	

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

店舗・ATMのご案内

全店、ATM振込のお取扱いができます。

店舗のご案内 （令和4年4月1日現在）

- 留萌地区《9店舗》
- 旭川地区《4店舗》
- 札幌地区《5店舗》

店内ATM利用可能日

土日祝 は、平日および土・日曜日・祝日

平日のみ は、平日のみ

銀行コード：1022（カッコ内は店番号）

本店 [050] ATM 土日祝



〒077-8686
留萌市花園町2丁目1番8号
☎0164-42-1250(代)
本店営業部長 工藤 慶一

中央支店 [001] ATM 平日のみ



〒077-0045
留萌市本町4丁目14番地
☎0164-43-7111(代)
支店長 相場 祐二

増毛支店 [003] ATM 平日のみ



〒077-0205
増毛町弁天町1丁目31番地
☎0164-53-2375(代)
支店長 岡田 隆

小平支店 [004] ATM 平日のみ



〒078-3301
小平町字小平町223番地
☎0164-56-2311(代)
支店長 大川 靖徳

鬼鹿支店 [005] ATM 平日のみ



〒078-3441
小平町字鬼鹿港町175番地の5
☎0164-57-1331(代)
支店長 大川 靖徳

古丹別支店 [006] ATM 平日のみ



〒078-3621
苫前町字古丹別188番地の8
☎0164-65-4141(代)
支店長 首藤 靖裕

苫前支店 [007] ATM 平日のみ



〒078-3701
苫前町字苫前225番地
☎0164-64-2341(代)
支店長 首藤 靖裕

羽幌支店 [008] ATM 土日祝



〒078-4193
羽幌町南3条2丁目2番地
☎0164-62-2131(代)
支店長 佐藤 奨

初山別支店 [012] ATM 平日のみ



〒078-4421
初山別村字初山別103番地の6
☎0164-67-2221(代)
支店長 西野 和貴

旭川支店 [009] ATM 土日祝



〒070-0034
旭川市4条通14丁目612番地1
☎0166-24-5571(代)
支店長 谷田 龍真

旭川北支店 [010] ATM 土日祝



〒071-8121
旭川市末広東1条5丁目1番10号
☎0166-53-5215(代)
支店長 菊地 博文

旭川東支店 [011] ATM 平日のみ



〒078-8234
旭川市豊岡4条3丁目7番11号
☎0166-33-5611(代)
支店長 新名 旭

あたご支店 [014] ATM 平日のみ



〒078-8239
旭川市豊岡9条7丁目1番3号
☎0166-32-3311(代)
支店長 田村 朋博

札幌支店 [015] ATM 平日のみ



〒065-0020
札幌市東区北20条東16丁目2番5号
☎011-786-3061(代)
支店長 杉村 浩

新川支店 [016] ATM 平日のみ



〒001-0028
札幌市北区北28条西15丁目3番16号
☎011-716-6611(代)
支店長 千葉 将則

札幌西支店 [017] ATM 平日のみ



〒063-0822
札幌市西区発寒2条5丁目1番7号
☎011-667-7111(代)
支店長 岡田 寛伸

月寒支店 [018] ATM 平日のみ

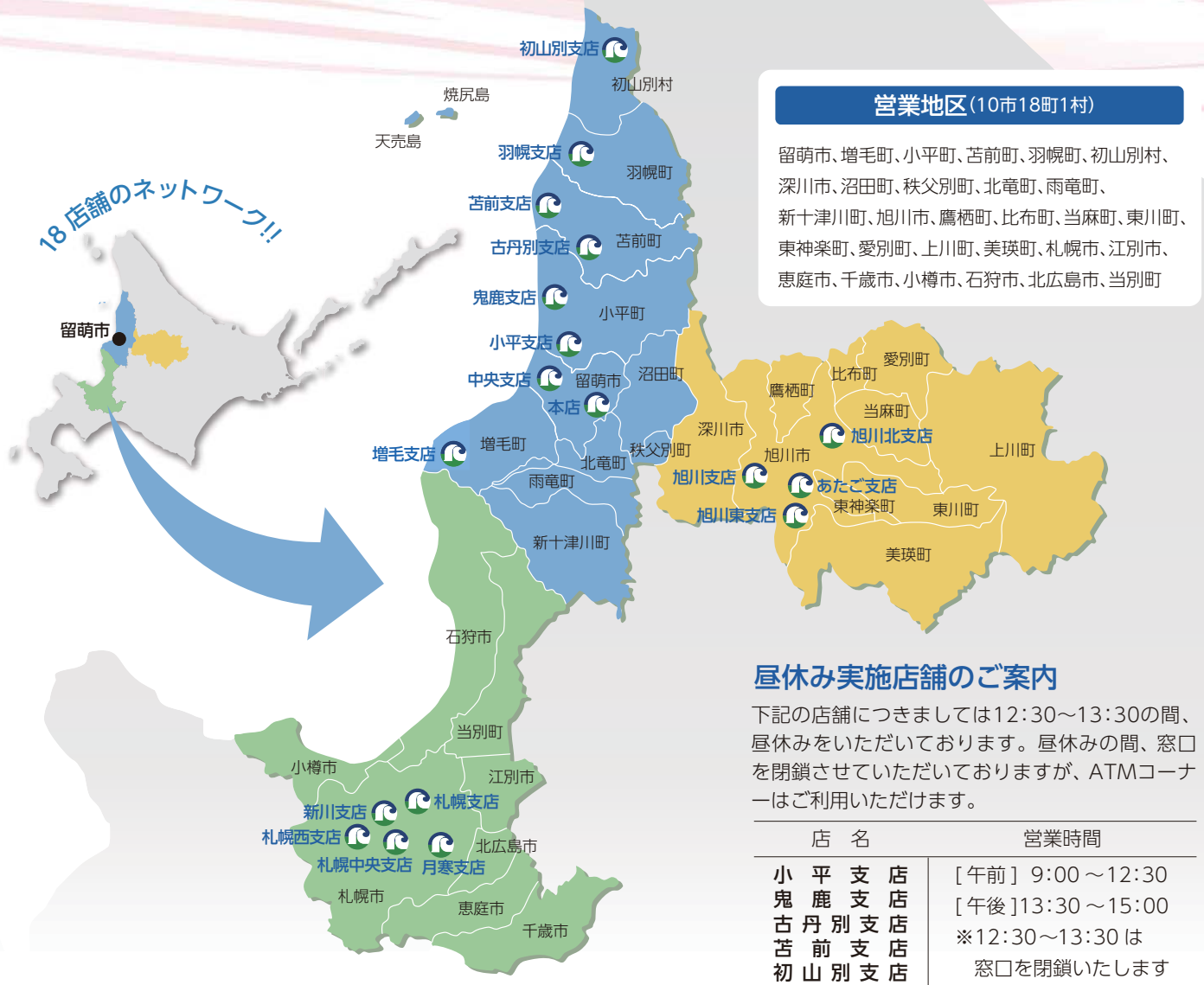


〒062-0020
札幌市豊平区月寒中央通5丁目1番8号
☎011-855-8911(代)
支店長 木根 淳也

札幌中央支店 [019] ATM 平日のみ



〒060-0051
札幌市中央区南1条東3丁目10番1号
北海道日伊文化会館新館1階
☎011-281-8355(代)
支店長 千葉 修一



店舗外ATMコーナーのご案内

留萌市内〈4カ所〉		振込可	平日	土日・祝日
中 央 ス ー パ ー	留萌市錦町3丁目	●	9:00-19:00	9:00-17:00
沖 見	留萌市見晴町1丁目	●	9:00-20:00	9:00-17:00
マックスバリュ留萌店	留萌市南町4丁目	●	9:00-19:00	9:00-17:00
留萌市立病院	留萌市東雲町2丁目	●	9:00-18:00	—
増毛町内〈1カ所〉				
大 通 り	増毛町当中町3丁目	●	9:30-18:00	—



しんきんのキャッシュカードなら、全国のしんきんATMの平日・土曜日の入出金手数料が無料です!*



ゼロネットサービスタイム

- 平日: 8:45～18:00の入金・出金
- 土曜: 9:00～14:00の出金

るもいしんきんのキャッシュカードで、全国の信用金庫が所有する約1.8万台のCD・ATMを利用手数料「ゼロ」でご利用できます。

振込給与の引出し、旅行・出張時の旅先での出金、遠隔地就学のお子様の口座への入金など使い道はいろいろ。

るもいしんきんのキャッシュカードなら、たいへん便利でおトクです。

※左記以外の時間帯および日曜・祝日時のATM利用には所定の手数料が必要です。

※本サービスをご利用いただけないしんきんATMが一部ございます。

ご利用は、「しんきんゼロネットサービス」のステッカーのあるATMで!!

当金庫は、お客さまの利便性・サービス向上を目的に、
ご相談、苦情・要望等のお問い合わせ窓口をご用意しております。

留萌信用金庫 業務推進部

住 所 ■ 〒077-8686 留萌市花園町2丁目1番8号
電話番号 ■ ☎0120-191142
F A X ■ 0164-43-4046
Eメール ■ info@rumoi.shinkin.jp
受付時間 ■ 9:00～17:00（信用金庫営業日）

全国しんきん相談所 [（一社）全国信用金庫協会]

住 所 ■ 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号 ■ 03-3517-5825
受付時間 ■ 9:00～17:00（信用金庫営業日）

北海道地区しんきん相談所 [（一社）北海道信用金庫協会]

住 所 ■ 〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号 ■ 011-221-3273
受付時間 ■ 9:00～17:00（信用金庫営業日）

- 金融商品・サービスに関する苦情や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行うため、金融ADR制度が導入されました。お客さまが苦情・紛争についてお申し出される場合は、上記業務推進部または（一社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに（一社）北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」にご相談ください。
- 紛争の解決にあたっては、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記業務推進部または各しんきん相談所にお申し出ください。
- 詳しくは当金庫のホームページまたは本誌13ページの「苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について」をご覧ください。

お客様の個人情報保護について

当金庫ではお客様からの信頼を第一と考え、お客様に関する個人情報については、適正な管理を行い、正確性・機密性の保持に努めております。詳しくは当金庫のホームページまたは本誌12ページの「プライバシーポリシー」をご覧ください。

信用金庫代理業に係る信金中央金庫の ディスクロージャー誌のご案内

当金庫では、信金中央金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業を取り扱っております。

信金中央金庫の説明書類（ディスクロージャー誌）の閲覧を希望されるお客様は、下記のウェブサイトからご覧ください。

なお、インターネットの操作が分からないお客様またはインターネットに接続できる電子機器（パソコン、スマートフォン等）をお持ちでないお客様は、別途ご案内いたしますので、当金庫職員までお申出ください。

●信金中央金庫のホームページ

<https://www.shinkin-central-bank.jp/library/disclosure.html>

QRコードからのアクセスはこちらから。⇒



表紙写真について

ニシンの群来

群来（くき）とは、留萌地区をはじめとする北海道西岸に、2月から3月の波の穏やかな日に、産卵期のニシンが海岸に大群で押し寄せ、一斉に産卵・放精することで海が白く濁る現象で、留萌に活気と春を告げる自然の風物詩です。

写真：佐藤 圭 <http://slashsurf.info/photo>



ふれ愛さわやか
留萌信用金庫